



令和2年12月19日  
広域防災局

## 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第12回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

### 【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 大阪府への看護師派遣等について
- ・ 「関西・年末年始緊急宣言（案）」について

### [資料]

- 別添1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添1-2 関西府県の対処方針
- 別添1-3 構成団体の新型コロナウイルス感染症に関する経済対策等の状況
- 別添2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添3 大阪府への看護師派遣等
- 別添4 全国知事会緊急提言等
- 別添5 「関西・年末年始緊急宣言（案）」



## 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

### 1. 感染者の現状

12月15日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%	
新規感染者数	869	3,307	25,114	7,403	1,512	557	68	187	39,017	100	
内訳	1/28～6/15	100	360	1,787	699	92	63	3	5	3,109	8.0
	6/15～10/24	437	1,611	10,189	2,427	533	207	32	159	15,595	40.0
	10/25～	332	1,336	13,138	4,277	887	287	33	23	20,313	52.0
全療養者	71	480	4,144	829	259	64	9	3	5,859	15.0	
内訳	入院	重症 ※1	1	8	156	44	7	4		220	0.6
		中等症・ 軽症・無 症状	53	148	864	448	186	60	9	3	1,771
	自宅療養	1	175	1,458						1,634	4.2
	宿泊療養	16	80	803	273	66				1,238	3.2
	調整中		69	863	64					996	2.6
退院	787	2,785	20,549	6,462	1,238	486	59	175	32,541	83.4	
死亡	11	42	421	112	15	7		9	617	1.6	

※1 京都府は重症者について独自に人工呼吸器管理又は体外式心肺補助（ECMO）による管理が必要な方を計上。

### 2. 感染経路（10月25日以降 ※2）

12月15日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	11	81	8	89	156	9	2		356	1.7
家族	98	332	2,006	733	221	73	4	1	3,468	17.1
医療施設	31	59	574	499	15	14			1,192	5.9
社会福祉施設	6	47	921	288	12	12			1,286	6.3
学校	19	66	185	105	21	5			401	2.0
職場（上記以外）	23	110	70	414	83	27	2	21	750	3.7
濃厚接触者等（上記以外）	36	95	2,390	172	36	104	11	1	2,845	14.0
感染経路不明（調査中含む）	108	546	6,984	1,977	343	43	14		10,015	49.3
合計	332	1,336	13,138	4,277	887	287	33	23	20,313	100

※2 10月25日とは、それまでの小康状態(80人前後)から、新たな継続的増加が見られるようになった日

### 参考（6月16日～10月24日まで ※3）

10月25日0:00時点

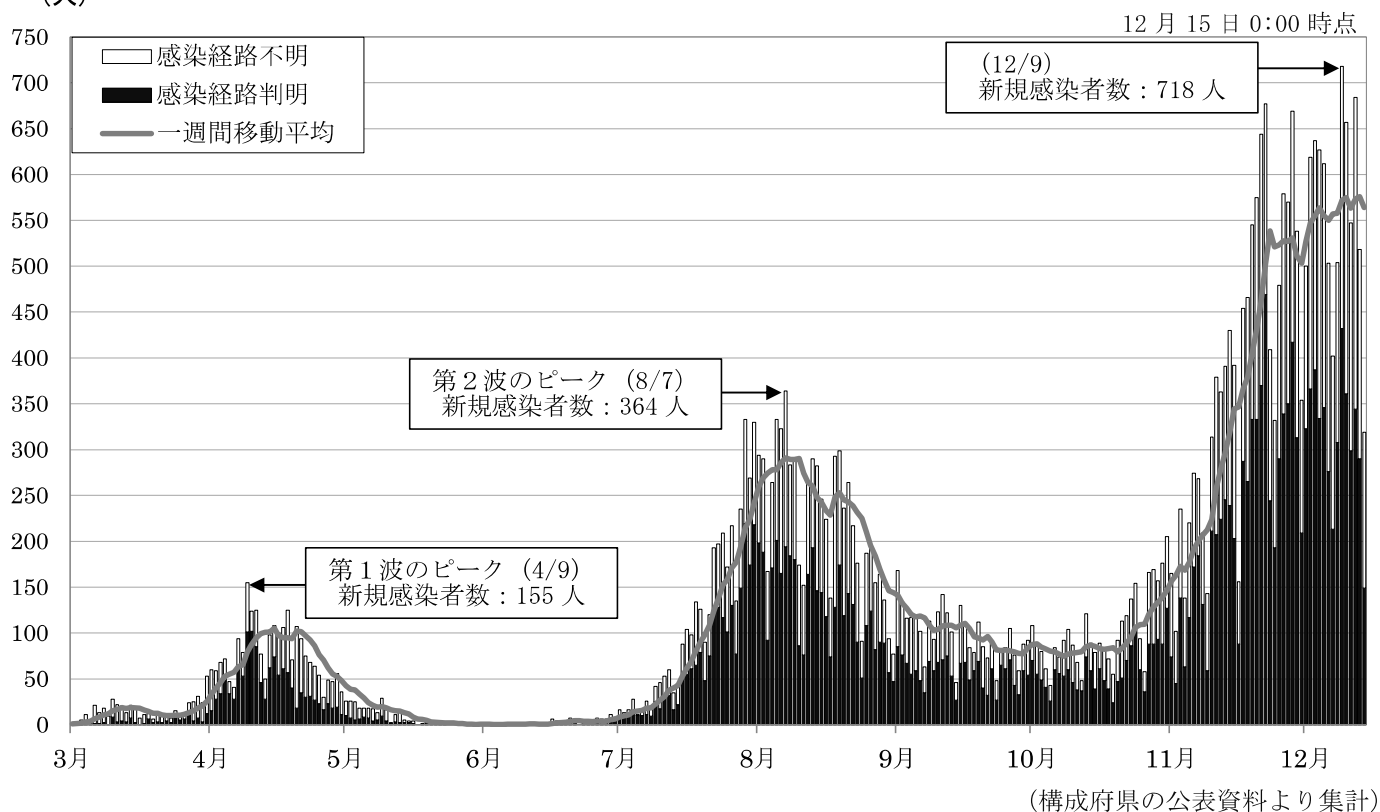
区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	23	242	45	120	146	35	3	22	636	4.1
家族	67	341	1,176※4	362	76	58		17	2,097	13.4
医療施設	41	89	373	78	9	2		13	605	3.9
社会福祉施設	65	50	397	89	13	2		26	642	4.1
学校	15	91	69	63	69	3		18	328	2.1
職場（上記以外）	15	87		163	56	19	2	31	373	2.4
濃厚接触者等（上記以外）	109	105	1,633	492	38	74	20	4	2,475	15.9
感染経路不明（調査中含む）	102	606	6,496	1,060	126	14	7	28	8,439	54.1
合計	437	1,611	10,189	2,427	533	207	32	159	15,595	100

※3 6月16日とは、それまで0～2人で推移していた感染者数が、この日以降継続的な増加が見られるようになった日

※4 10月13日時点

### 3. 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の推移

(人)



### 4. 関西圏域におけるステージ<sup>(※6)</sup>判断指標の状況

12月15日 0:00 時点

府県	人口 (千人)	医療提供体制				療養者数 (対人口 10万人)	監視体制 PCR検査 陽性率	感染状況		
		全体病床		重症病床				直近1週 間の陽性 者数(対人 口10万人)	陽性者数 の前週比	感染経路 不明者の 割合
		確保病床 使用率	確保想定 病床使用 率	確保病床使 用率	確保想定 病床使用 率					
滋賀県	1,414	12.6%	12.0%	2.2%	1.4%	5.0	2.3%	3.0	1.0	30.2%
京都府	2,583	22.9%	20.8%	9.3%	9.3%	18.6	7.3%	16.4	2.0	40.7%
大阪府	8,809	69.4%	63.2%	39.4%	39.4%	47.0	7.9%	27.0	1.0	49.4%
兵庫県	5,466	73.3%	73.3%	40.0%	36.7%	15.2	8.9%	15.7	0.9	37.3%
奈良県	1,330	41.3%	38.6%	25.9%	25.9%	19.5	7.1%	13.7	1.0	36.8%
和歌山県	925	27.8%	16.0%	17%	10%	6.9	5.2%	5.4	0.9	14.0%
鳥取県	556	2.9%	2.9%	0%	0%	1.6	1.6%	0.7	0.0	50.0%
徳島県	728	1.5%	1.5%	0%	0%	0.4	1.4%	0.3	0.3	0.0%
関西計	21,811	44.7%	40.6%	29.0%	27.1%	26.9	7.7%	18.1	1.0	44.6%

<ステージ判断基準>

ステージⅢ(感染急増)	25%以上	20%以上	25%以上	20%以上	15人以上	10%	15人以上	1倍超	50%
ステージⅣ(感染爆発)	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	25人以上	10%	25人以上	1倍超	50%

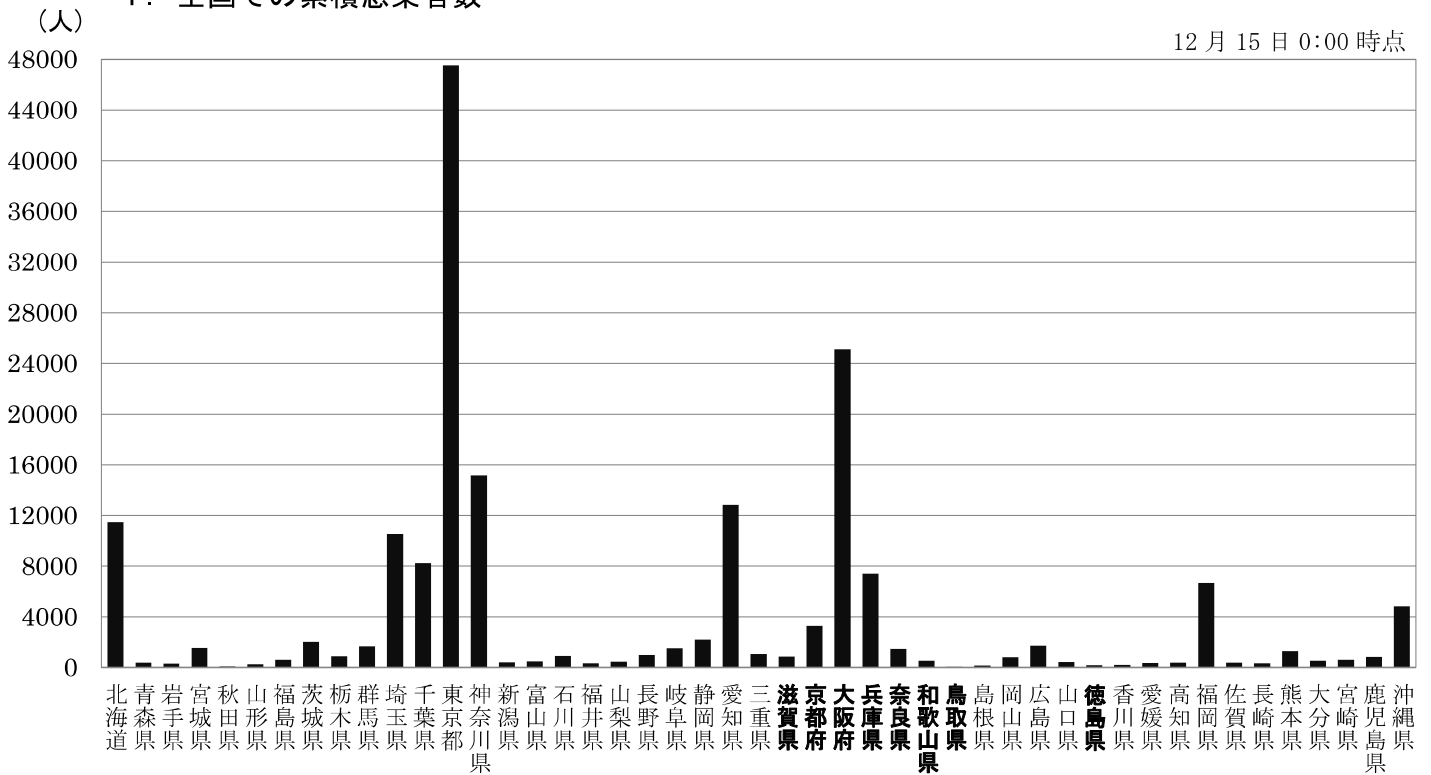
※6 ステージは、ステージⅠ(感染ゼロ・散発)、ステージⅡ(感染漸増)を合わせた4段階

※7 滋賀県のPCR検査実施件数は現在集計中のため、陽性率は11月3日時点の数値

(出所) 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会

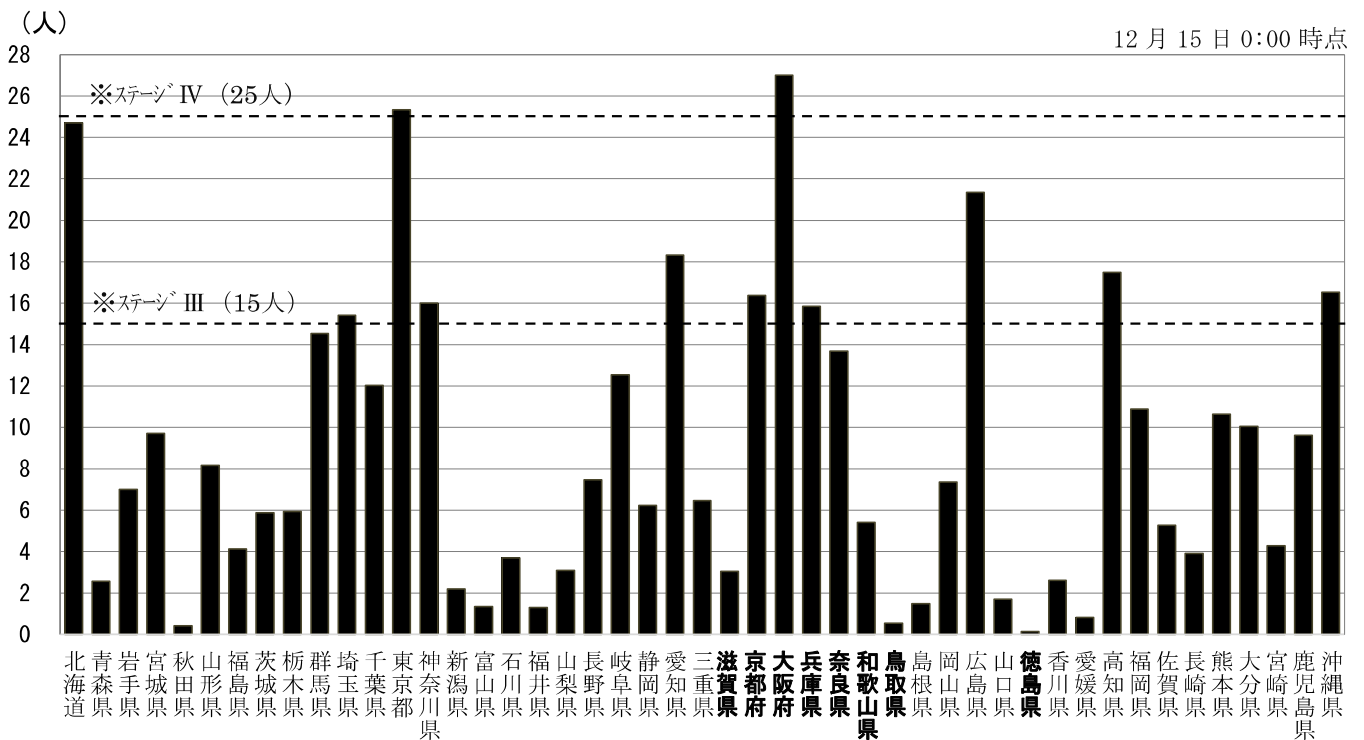
(参考) 全国の都道府県における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 全国での累積感染者数



(NHK 報道資料より集計)

2. 人口10万人に対する直近1週間の感染者数(12/8~12/14)



※政府新型コロナウイルス感染症対策分科会 ステージ判断基準

(NHK 報道資料より集計)



関西府県の対処方針（12月15日時点）

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																																															
滋賀県	<p>・国の判断基準をベースにステージⅠ・Ⅱに独自の指標を追加したものに直し(10月15日)  <b>&lt;現状&gt;</b>11月17日以降、<b>注意ステージ</b>（ステージⅡ）  <b>&lt;基準&gt;</b></p> <table border="1"> <tr> <th>判断指標</th> <th>特別警戒ステージ（ステージⅣ）</th> <th>警戒ステージ（ステージⅢ）</th> <th>注意ステージ（ステージⅡ）</th> <th>滋賀らしい生活三方よしステージ～新しい生活様式の実践～（ステージⅠ）</th> </tr> <tr> <td></td> <td>大規模かつ深刻な1対1連鎖が発生、爆発的な感染爆発により、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階</td> <td>クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況</td> <td>感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階</td> <td>感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療体制等への負荷</td> <td rowspan="2">①病床のひっ迫具合 病床全体 うち重症者用病床</td> <td>・最大確保病床の占有率50%以上</td> <td>・最大確保病床の占有率20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率25%以上</td> <td>・最大確保病床の占有率10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率15%以上</td> <td>・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満</td> </tr> <tr> <td>・最大確保病床の占有率50%以上</td> <td>・最大確保病床の占有率20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率25%以上</td> <td>・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満</td> <td>・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満</td> </tr> <tr> <td>②療養者数(入院+自宅+宿泊)</td> <td>人口10万人当たりの全療養者数25人以上</td> <td>人口10万人当たりの全療養者数15人以上</td> <td>人口10万人当たりの全療養者数2人以上</td> <td>人口10万人当たりの全療養者数未未満</td> </tr> <tr> <td>体監視</td> <td>③PCR等陽性率</td> <td>・10%以上</td> <td>・10%以上</td> <td>・2%以上</td> <td>・2%未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">感染状況</td> <td>④新規報告数</td> <td>25人/10万人/週以上</td> <td>15人/10万人/週以上</td> <td>2人/10万人/週以上</td> <td>2人/10万人/週未満</td> </tr> <tr> <td>⑤直近1週間と先週1週間の比較</td> <td>直近一週間が先週一週間より多い</td> <td>直近一週間が先週一週間より多い</td> <td>直近一週間が先週一週間より多い</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑥感染経路不明割合</td> <td>50%以上</td> <td>50%以上</td> <td>20%以上</td> <td>20%未満</td> </tr> </table> <p><b>【参考指標】</b>            ・大阪府・京都府等の近隣府県の感染状況            ・入院患者受け入れ病床稼働率（ピーク時の入院患者受け入れ病床数）            ・感染経路不明の患者数・実行再生産数（Rt）・K値・濃厚接触者を除くPCR等陽性率</p>	判断指標	特別警戒ステージ（ステージⅣ）	警戒ステージ（ステージⅢ）	注意ステージ（ステージⅡ）	滋賀らしい生活三方よしステージ～新しい生活様式の実践～（ステージⅠ）		大規模かつ深刻な1対1連鎖が発生、爆発的な感染爆発により、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階	クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合 病床全体 うち重症者用病床	・最大確保病床の占有率50%以上	・最大確保病床の占有率20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率25%以上	・最大確保病床の占有率10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率15%以上	・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満	・最大確保病床の占有率50%以上	・最大確保病床の占有率20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率25%以上	・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満	・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満	②療養者数(入院+自宅+宿泊)	人口10万人当たりの全療養者数25人以上	人口10万人当たりの全療養者数15人以上	人口10万人当たりの全療養者数2人以上	人口10万人当たりの全療養者数未未満	体監視	③PCR等陽性率	・10%以上	・10%以上	・2%以上	・2%未満	感染状況	④新規報告数	25人/10万人/週以上	15人/10万人/週以上	2人/10万人/週以上	2人/10万人/週未満	⑤直近1週間と先週1週間の比較	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い	—	⑥感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満	<p><b>&lt;注意ステージ（ステージⅡ）&gt;</b>            ○感染対策の徹底            ・基本的な感染対策の徹底（手洗い、マスクの着用、3つの密の回避など）            ・家庭でも、咳エチケット、こまめな換気と加湿、取手・ノブなどの共用部分の消毒を実践            ・家族以外の方と接する場面（会食、寮などの共同生活、休憩室等）では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。特に、グラスや箸の共用を控え、会食時であっても会話の際にはマスクを着用            ・感染者が多数確認されている地域では、より注意して行動            ・発熱等の症状がある場合は、自宅で休養            ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用</p> <p>○大阪府をはじめとする感染拡大地域（※）および京都府への飲食やレジャーなど、不要不急の外出は極力控える（12月16日から）            ※飲食店の営業時間の短縮の要請等がなされている地域など</p>	<p><b>&lt;注意ステージ（ステージⅡ）&gt;</b>            ○施設・事業所における感染防止策の徹底            ・業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼            ・新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」導入と「感染予防対策実施宣言書」掲示            ・テレワーク・時差出勤の推進</p> <p><b>&lt;イベントを開催する場合の目安の設定&gt;</b>            当面来年2月末まで、必要な感染防止策が担保される場合は、収容率と人数上限の小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）とする</p> <p>○収容率の目安            ①大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ⇒100%以内            ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等            ・飲食を伴うが発声はないもの（12月1日から適用）            ②大声での歓声・声援等が想定されるもの ⇒50%以内            ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。</p> <p>○人数上限の目安            ①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%            ②収容人数10,000人以下⇒5,000人</p> <p>○大規模イベントにおける感染防止策の事前相談            ・全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県新型コロナウイルス対策相談センターへの相談</p>	<p><b>&lt;滋賀らしい生活三方よし～「新しい生活様式」の実践例～&gt;</b>            ○「家」でよし            ①毎朝、健康チェックし、発熱がある場合は自宅で休む            ②家に帰ったらまず丁寧に手洗い            ③こまめに換気しつつ、エアコンの温度設定を調整            ④免疫力を向上させる健康づくり            ⑤毎日、滋賀県などの感染情報を確認            ⑥通販も利用する</p> <p>○「外」でよし            ①症状がなくてもマスクを着用し、咳エチケットの徹底            ②人との間隔は、できるだけあける            ③混んでいる場所や時間帯は避けるなど、人と人との接触機会を減らす            ④感染防止策が徹底されていない施設等への外出は控える            ⑤会話をする際は、可能な限り真正面は避ける            ⑥ピワイチなどにより、滋賀の魅力を改めて感じながら健康増進につなげる            ⑦新しい旅のエチケットの実践</p> <p>○「社会（滋賀）」よし            ①感染者が多数発生している地域への移動は極力控える            ②発症した時のため、自分の行動を残す            ③テレワークやローテーション勤務の活用            ④業種別感染拡大予防ガイドラインの遵守            ⑤「もしサボ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示            ⑥接触確認アプリ「COCOA」の導入            ⑦今こそ、一人も取り残さない</p>
	判断指標	特別警戒ステージ（ステージⅣ）	警戒ステージ（ステージⅢ）	注意ステージ（ステージⅡ）	滋賀らしい生活三方よしステージ～新しい生活様式の実践～（ステージⅠ）																																														
	大規模かつ深刻な1対1連鎖が発生、爆発的な感染爆発により、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避ける対応が必要な段階	クラスターが広範囲に多発、感染者が急増し、医療提供体制への負荷がさらに高まる状況	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階																																															
医療体制等への負荷	①病床のひっ迫具合 病床全体 うち重症者用病床	・最大確保病床の占有率50%以上	・最大確保病床の占有率20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率25%以上	・最大確保病床の占有率10%以上 ・現時点の確保病床数の占有率15%以上	・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満																																														
		・最大確保病床の占有率50%以上	・最大確保病床の占有率20%以上 ・現時点の確保病床数の占有率25%以上	・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満	・最大確保病床の占有率10%未満 ・現時点の確保病床数の占有率15%未満																																														
②療養者数(入院+自宅+宿泊)	人口10万人当たりの全療養者数25人以上	人口10万人当たりの全療養者数15人以上	人口10万人当たりの全療養者数2人以上	人口10万人当たりの全療養者数未未満																																															
体監視	③PCR等陽性率	・10%以上	・10%以上	・2%以上	・2%未満																																														
感染状況	④新規報告数	25人/10万人/週以上	15人/10万人/週以上	2人/10万人/週以上	2人/10万人/週未満																																														
	⑤直近1週間と先週1週間の比較	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い	直近一週間が先週一週間より多い	—																																														
	⑥感染経路不明割合	50%以上	50%以上	20%以上	20%未満																																														
京都府	<p><b>新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標</b>  <b>&lt;基本的な考え方&gt;</b>            医療・検査体制の充実や、感染拡大予防の取組の進展等の状況変化を踏まえ、実際の感染の発生状況に応じた、よりきめ細やかな対応を図るため、基準を設定。  <b>&lt;現状&gt;</b>11月17日以降、特別警戒基準  <b>&lt;基準&gt;</b></p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>注意喚起基準</th> <th>警戒基準</th> <th>特別警戒基準</th> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>・新規陽性者2名以上かつ ・感染経路不明者1名以上（直近7日間の移動平均値）</td> <td>・新規陽性者5名以上かつ ・感染経路不明者2名以上 又は ・重症者病床使用率20% ※国が示した社会への協力要請を行うべき基準（新規陽性者10名以上）を超える場合などは、対策を強化</td> <td>・新規陽性者20名以上又は ・重症者病床使用率40%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">対策</td> <td>—</td> <td>専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断</td> <td>同左に加え、近隣府県とも連携</td> </tr> <tr> <td>感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起</td> <td>感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等</td> <td>感染拡大防止のための行動制限を伴う対策等</td> </tr> </table> <p>・基準の運用に当たっては、新規陽性者数が前週より増加傾向にあるか（前週増加比1以上）や、PCR検査の陽性率（7日間移動平均）を併せてモニタリングする。            ・基準に該当した場合には、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR検査の状況、医療体制の状況等を勘案し、対策内容を総合的に判断する。            ・基準該当後も、状況を継続的にモニタリングし、状況に応じたきめ細やかな対応を図る。</p> <p><b>&lt;重点ターゲット&gt;</b>            感染拡大防止と社会経済活動両立を図るための3つの重点ターゲット            ① 飲食店における感染防止対策            ② 大学生等における感染防止対策            ③ 高齢者等、重症化リスクのある方の感染防止対策</p>		注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準	指標	・新規陽性者2名以上かつ ・感染経路不明者1名以上（直近7日間の移動平均値）	・新規陽性者5名以上かつ ・感染経路不明者2名以上 又は ・重症者病床使用率20% ※国が示した社会への協力要請を行うべき基準（新規陽性者10名以上）を超える場合などは、対策を強化	・新規陽性者20名以上又は ・重症者病床使用率40%	対策	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携	感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策等	<p><b>&lt;最新の感染状況を踏まえた感染防止対策&gt;</b>  <b>医療崩壊を防ぐための緊急要請（12/9～）</b>            ○感染拡大地域への不要不急の外出自粛            ・大阪府などの感染拡大地域※への不要不急の外出を極力控えること。特に飲食機会においては、厳重に注意すること（※飲食店の営業時間短縮等を要請している都道府県）            ・他の地域や府域内の往来についても必要性を改めて検討して行動すること</p> <p>○飲食機会における感染防止の徹底            ・ガイドライン推進宣言事業者ステッカー掲示店舗の利用を徹底すること            ・大人数での大声での会話・歌唱を伴う宴会・飲み会は控えること            ・宴会・飲み会の時間は2時間を目安とすること            ・発熱等の症状がある場合は、参加を控えること            ・4人以下の単位となるよう、パーティションやテーブル等で分割すること。</p> <p><b>&lt;新しいライフスタイルの要請&gt;（9/25～）</b>            感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、府民一人ひとりに新しいライフスタイルの実践を要請</p> <p>○感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）を実践すること            ○換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密着場面を避けること            ○発熱又は風邪の症状がある場合は、無理せず自宅で療養すること。            ○店舗等を利用する場合は、ガイドライン推進宣言事業所ステッカー掲示施設を利用し、「こころ」等接触確認アプリを活用すること</p> <p>○新型コロナは、誰もが感染しうる病気であり、感染者等に対する差別的扱いや誹謗中傷は絶対に行わないこと</p>	<p><b>&lt;安心して飲食店を利用するために&gt;</b>            ① 飲食店に対するガイドライン遵守の要請            ・ガイドライン推進京都会議によるステッカーの掲示の徹底            ・府警・保健所の立入調査等に機会を活用したガイドライン遵守啓発            ・府警本部が実施する社交飲食店等への管理者講習の機会を活用したガイドライン遵守啓発            ・対策チームによるクラスター発生店舗、感染防止対策不備店舗等へのガイドライン徹底指導</p> <p>② 接触確認アプリ等の普及推進            ・「こころ」等の接触確認アプリの利用者、登録店舗等の一層の拡大と感染者との接触が確認された利用者に対するPCR検査の徹底</p> <p><b>&lt;イベント開催時の感染拡大防止&gt;</b>            ○イベントの開催制限            必要な感染防止策が担保される場合は、国の示した目安を踏まえ、当面来年2月末までの規模要件を以下の取扱とする。  <b>【収容率要件】</b>            ①大声での歓声・声援等が想定されない ⇒収容定員の100%以内            ②大声での歓声・声援等が想定される ⇒収容定員の50%以内</p> <p><b>【人数上限】</b>            ①収容人数10,000人超⇒収容人数の50%            ②収容人数10,000人以下⇒5,000人</p> <p>○催物開催に関する留意事項            イベント主催者等は、国が示した感染防止策を実施すること。            ○府への事前相談            全国的な移動を伴うイベントや参加者が千人を超えるイベントの開催を予定する場合、事前に京都府相談窓口にご相談すること</p>	<p><b>&lt;大学生の感染防止の徹底&gt;</b>  <b>医療崩壊を防ぐための緊急要請（12/9～）</b>            ・各大学は、各々の特性を踏まえ、危機感を持って感染防止策を策定し、高等教育機関として責任を持って全学生の生活全般に対して感染防止行動を徹底させること            ・大学生にあっては、課題活動、アルバイト、飲食機会、寮生活等、日常生活の全般において、一人ひとりが社会の一員であるという自覚を持って行動すること            ・大学保健センターにおいて学生の感染防止状況等を迅速に情報共有し、保健所との連携を強化すること</p> <p><b>&lt;高齢者等の感染防止の徹底&gt;</b>  <b>医療崩壊を防ぐための緊急要請（12/9～）</b>            ・医療機関、高齢者施設等への面会を自粛すること            ・高齢者等重症者リスクのある方は、人混みなどへの外出を控えること            ・高齢者等に会う際は、身内であっても厳重に体調管理するとともに、感染防止対策を徹底すること</p>																																
	注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準																																																
指標	・新規陽性者2名以上かつ ・感染経路不明者1名以上（直近7日間の移動平均値）	・新規陽性者5名以上かつ ・感染経路不明者2名以上 又は ・重症者病床使用率20% ※国が示した社会への協力要請を行うべき基準（新規陽性者10名以上）を超える場合などは、対策を強化	・新規陽性者20名以上又は ・重症者病床使用率40%																																																
対策	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携																																																
	感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起	感染の早期封じ込めのための対策、医療提供体制の更なる拡充等	感染拡大防止のための行動制限を伴う対策等																																																





府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業者への要請	その他																										
大阪府	<p><b>大阪モデル</b>  <b>&lt;基本的考え方&gt;</b>            ○ 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。            ○ 各指標について、「感染拡大の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定し、各基準の状況に応じて、府民に周知する。  <b>&lt;モニタリング指標と基準、信号の点灯・消灯基準の考え方&gt;</b>            ○ 感染発生状況については各指標を日々モニタリング・見える化し、「警戒（黄色）」「非常事態（赤色）」の発動の有無にかかわらず、発生状況に応じて病床確保などの取組みを迅速にすすめる。            ○ 「警戒（黄色）」が点灯しない場合でも、感染発生状況に応じて、府民への注意喚起を行う。  <b>&lt;現状&gt;</b>12月4日よりレッドステージ（非常事態）へ移行。            （重症病床使用率が上昇傾向にあり、「府民に対する非常事態の基準」に達する見込みであることから、12月3日第31回対策本部会議において決定。12月8日に基準である70%に到達。）</p>	<p><b>&lt;府民へのよびかけ&gt;</b>            レッドステージ（非常事態）の対応方針に基づく要請            【区域】大阪府全域            【期間】12月16日～12月29日            【実施内容】（特措法第24条第9項に基づく）            ○ 不要不急の外出を自粛する            ○ 「5人以上※1」「2時間以上」の宴会・飲み会は控える（※1家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない）            ○ GoToEatキャンペーン事業で付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控える（要請期間の開始は11月27日から）            ○ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患※2のある方等）は、不要不急の外出※3を控える（※2 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者）（※3 医療機関への通院、食料・衣料品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活の維持に必要な場合を除く）            ○ 「静かに飲食」            ○ 「マスクの徹底」            ※『感染リスクが高まる「5つの場面」』（政府分科会による提言）では特に徹底する。            ○ 高齢者の方、高齢者と日常的に接する家族、高齢者施設・医療機関等の職員は感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、休暇を取得するとともに早めに検査を受診する。            ○ 3密で唾液が飛び交う環境を避ける。            ○ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛</p>	<p><b>&lt;イベントの開催（府主共催を含む）&gt;</b>            ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請            ○ 開催制限            ・業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、「令和2年11月12日付国事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」」のとおり            ・全国的な移動を伴う又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等を、大阪府に事前相談            ・国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直しを行った場合、国に準じ対応            ・適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討  <b>&lt;施設への休業・営業時間短縮要請&gt;</b>            【区域】大阪市全域            【期間】12月16日～12月29日            【対象施設】            ① 接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）、政令対象※の酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ、カラオケ店等）（※特措法施行令第11条第1項各号に掲げる施設）            ② その他の酒類提供を行う飲食店（居酒屋等）            【実施内容】（特措法第24条第9項に基づく）            ・①のうち、業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーを導入）していない施設に対して休業を要請            ・①のうち、業種別ガイドラインを遵守している施設及び②に対し営業時間短縮（5時～21時）を要請  <b>&lt;施設（府有施設を含む）&gt;</b>            ○ 業種別ガイドラインの遵守            ○ 飲食店においては以下に留意する            ・パーティションの活用            ・会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用（食事中のマスクの活用を含む）            ・斜め向かいに座る            ・CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認            ○ 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控える            ○ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、名簿作成など追跡対策をとる</p>	<p><b>&lt;要請を踏まえ各団体等に特にお願いしたいこと「高齢者施設、医療機関等へのお願い」&gt;</b>            ○ 職員、施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策（マスクの着用、手指消毒等）を求める  <b>&lt;経済界へのお願い&gt;</b>            ○ フェアを推進すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進する            ○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底する            ○ 従業員の年末年始における休暇を分散する  <b>&lt;大学等へのお願い&gt;</b>            ○ 高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避ける            ○ 寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策（マスクの着用等）を徹底する  <b>&lt;事業者・関係団体への共通のお願い&gt;</b>            ○ 従業員・学生等に対し、不要不急の外出を自粛するよう求める            ○ 従業員・学生等に対し、「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会を控えるよう求める            ○ 従業員・学生等に対し、GoToEatキャンペーンで付与されたポイント又は既発行の食事券、府少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業で付与されたポイントを利用した飲食を控えるよう求める            ○ 従業員・学生等に少しでも症状がある場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧める            ○ 従業員・学生等に少しでも症状が有る場合は、休暇を取得しやすい環境を整えるとともに検査受診を勧める            ○ 寒い環境においても、適度な保湿、適切な換気（CO2センサーの活用による確認等）を実施する            ○ 休憩室、喫煙所、更衣室などでのマスクを外した状態での会話は控える            ○ 業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していない、接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店の利用を自粛する</p>																										
	<p><b>&lt;基準&gt;</b></p> <table border="1" data-bbox="178 556 1216 1144"> <thead> <tr> <th>分析事項</th> <th>モニタリング指標</th> <th>府民に対する警戒の基準</th> <th>府民に対する非常事態の基準</th> <th>府民に対する非常事態解除の基準</th> <th>府民に対する警戒解除の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市中での感染拡大状況</td> <td>① 新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ② 新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均</td> <td>① 2以上かつ ② 10人以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>② 10人未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 新規陽性患者の拡大状況</td> <td>③ 7日間合計新規陽性者数</td> <td>120人以上かつ 後半3日間で半数以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④ 直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5人未満</td> </tr> <tr> <td>(3) 病床の逼迫状況</td> <td>⑤ 患者受入重症病床使用率</td> <td>—</td> <td>70%以上（警戒（黄色）信号が点灯した日から25日以内）</td> <td>7日間連続60%未満</td> <td>60%未満</td> </tr> </tbody> </table>	分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する非常事態解除の基準	府民に対する警戒解除の基準	(1) 市中での感染拡大状況	① 新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ② 新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	① 2以上かつ ② 10人以上	—	—	② 10人未満	(2) 新規陽性患者の拡大状況	③ 7日間合計新規陽性者数	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	—	④ 直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	—	0.5人未満	(3) 病床の逼迫状況	⑤ 患者受入重症病床使用率	—	70%以上（警戒（黄色）信号が点灯した日から25日以内）	7日間連続60%未満	60%未満
分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する非常事態解除の基準	府民に対する警戒解除の基準																									
(1) 市中での感染拡大状況	① 新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ② 新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	① 2以上かつ ② 10人以上	—	—	② 10人未満																									
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③ 7日間合計新規陽性者数	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	—																									
	④ 直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	—	0.5人未満																									
(3) 病床の逼迫状況	⑤ 患者受入重症病床使用率	—	70%以上（警戒（黄色）信号が点灯した日から25日以内）	7日間連続60%未満	60%未満																									



府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業主への要請	その他																												
兵庫県	<p>・緊急事態宣言解除後の次なる波に向けた、社会活動制限についての方向性基準を設定          ・発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断  <b>&lt;現状&gt;</b>11月24日より、感染拡大特別期へ移行  <b>&lt;基準&gt;</b></p> <table border="1" data-bbox="181 260 1199 573"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>感染小康期</th> <th>感染警戒期</th> <th>感染増加期</th> <th>感染拡大期1</th> <th>感染拡大期2</th> <th>感染拡大特別期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応の方向性</td> <td>予防</td> <td>警戒</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>新規陽性者(1週間平均)</td> <td>10人未満</td> <td>10人以上(警戒基準)</td> <td>20人以上</td> <td>30人以上</td> <td>40人以上</td> <td rowspan="2">総合的に判断</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者</td> <td>1.25人未満</td> <td>1.25人以上</td> <td>2.5人以上</td> <td>3.75人以上</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期	対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化	判断基準	新規陽性者(1週間平均)	10人未満	10人以上(警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上	<p><b>&lt;5つの場面に注意&gt;</b>          ①飲酒を伴う懇親会等          ②大人数や長時間におよぶ飲食          ③マスクなしでの会話          ④狭い空間での共同生活          ⑤休憩室、喫煙所、更衣室等  <b>&lt;外出自粛等の要請&gt;</b>          ○東京、大阪など、感染拡大地域への不要不急の往来を自粛、特に若者は注意          ○できるだけ不要不急の外出は自粛、特に、高齢者、基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛          ○感染拡大予防が「イベント」等に基づく感染防止策がなされていない県内外の感染リスクの高い施設の利用を自粛          ○初詣、成人式などの行事の前後、リスクの高い施設への出入りなど、行動に注意          ○感染拡大予防が「イベント」等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること          若者グループについては、特に注意          ○リスクの大会施設利用後の自身の体調や行動に注意          ○大声での会話、回し飲みを避ける          ○飲食店を利用する場合、家族や介助者等を除き「4人以下の単位」ごとになるようにする          ○感染拡大予防が「イベント」等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛  <b>&lt;ウイルスを家庭に持ち込まない&gt;</b>          ○毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師に相談          ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進、マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」の回避等、特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底          ○冬期を迎え暖房をしようする場合でも換気や適度な保湿を行う          ○新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録          ○店舗・施設やイベント等における感染拡大防止を図るため、クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用</p>	<p><b>&lt;イベントの開催自粛要請等&gt;</b>          ○感染拡大予防が「イベント」等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期          ○全国的又は広域的な祭り、野外フェス等については、慎重に検討し、開催する場合は人と人の間隔(1m)を設ける          ○地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない          ○催物開催にあたっては、適切な感染防止策を実施          ○参加者が1,000人を超えるイベントは、県へ事前相談  <b>【収容率要件】</b>          ①大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント(クラシック音楽コンサート等)100%以内          ②大声での歓声・声援等が想定されるイベント(ロックコンサート、スポーツイベント等)50%以内  <b>【人数上限】</b>          ①収容人数10,000人超→収容人数の50%          ②収容人数10,000人以下→5,000人          ※令和2年11月12日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「来年2月末までの催物開催制限、イベント等における感染拡大防止が「イベント」遵守徹底に向けた取組強化等について」に留意  <b>&lt;事業者への感染防止対策等の要請&gt;</b>          ○従業員に対し、職場や寮のほか、仕事後の飲み会などにおける感染防止の徹底          ○特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせて感染防止策を周知徹底          ○飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診          ○GoToEat参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、GoToEatに参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請          ○業種別が「イベント」等に基づく感染防止策を徹底し、「感染拡大防止宣言が「か」」の掲示          ○「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限りQRコードのテーブルやカウンターなどで掲示          ○店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請</p>	<p><b>&lt;医療機関・社会福祉施設関係者への要請&gt;</b>          ○医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請          ○社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請          ○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び感染防止対策を厳重に徹底した上で事業実施を要請          ○院内・施設にウイルスを持ち込まないため、職員の行動や健康管理を徹底するとともに、面会者、委託事業者等に対しても注意を促す          ○院内・施設内で感染が疑われる事案が発生した場合は、速やかに管轄健康福祉事務所・保健所に連絡・協力          ○原則、年末年始の直接面会、外泊、外出の自粛を要請  <b>&lt;事業者・関係団体への要請&gt;</b>          ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」推進          ○関係団体を通じた企業等に対する接触機会低減等の取組          ○在宅勤務(テレワーク)、TV会議、ローテーション勤務等の推進          ○「三つの密」回避の促進、職場内の換気励行、検温及びマスク着用の徹底、発熱等の風邪症状がみられる従業員への出勤免除  <b>【年末年始感染防止 緊急呼びかけ】</b>          令和2年12月10日発出</p>
	区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期																									
対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化																										
判断基準	新規陽性者(1週間平均)	10人未満	10人以上(警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断																									
	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上																										
奈良県	<p>(1)感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断  <b>&lt;現状&gt;</b>5月13日フェーズ2へ移行  <b>&lt;基準&gt;</b></p> <table border="1" data-bbox="181 1192 1199 1434"> <thead> <tr> <th>フェーズ</th> <th>感染者発生状況</th> <th>行動自粛</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フェーズ1</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況</td> <td>一般的な外出自粛要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ2</td> <td>県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向</td> <td>一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請</td> </tr> <tr> <td>フェーズ3</td> <td>県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない</td> <td>外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)3つの段階の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う  <b>【判断項目1 新規感染判明者の水準】</b>          ①県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか          基準数値：人口10万人当たり新規感染判明者数          フェーズ2：直近1週間で0.5人未満          フェーズ3：直近2週間で0.1人未満          ②新規感染判明の段階での感染経路が明確か          基準数値：直近1週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合1/2未満  <b>【判断項目2 県内の感染者への医療・療養体制の安定性】</b>          ③感染判明者は全て病院や施設で治療・療養ができていくか          基準数値：自宅療養ゼロが維持されているか          ④感染判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか          基準数値：占有率50%未満  <b>【判断項目3 感染拡大防止体制の充実】</b>          ⑤感染判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか          感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか          ⑥新規感染判定の体制(現在はPCR検査)が整っているか          ⑦感染拡大防止の措置の実効性が十分か          行動自粛率：各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか</p>	フェーズ	感染者発生状況	行動自粛	フェーズ1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請	フェーズ2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請	フェーズ3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持	<p><b>【県民のみなさまへのお願い(11/25)】</b>          ○飲食・買い物などのために、大阪市に行くのを控える          ○大阪などで感染リスクが高い場所に入ったりしたときの帰宅後の対策(すぐに着替え・シャワー、食事・寝室は別々に)          ○飲食やカラオケでは、風邪症状や感染したリスクがある場合の参加自粛</p>	<p><b>&lt;イベントの開催&gt;</b>          ○開催制限の概要(～2月末まで)  <b>【収容率要件】</b>          ①大声での歓声・声援等が想定されない→100%以内(席がない場合は適切な間隔)          ②大声での歓声・声援等が想定されるもの→50%以内(席がない場合は十分な間隔)  <b>【人数上限】</b>          ①収容人数10,000人超→収容人数の50%          ②収容人数10,000人以下→5,000人          ※感染リスクを軽減するための各種措置が担保されていること等が緩和の条件で、それ以外の場合は、従来の目安を原則とする。          ※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要がある)          ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を越える場合がある。          ※その他詳細は、令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡のとおりとする。          ○全国的な人の移動を伴うイベント(プロスポーツ等又は、参加者が1,000人を超えるようなイベント)開催を予定する場合は、県に事前相談を行う。  <b>&lt;施設の利用&gt;</b>          ・入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は利用を控えてもらうようにする。          ・施設の利用前に、施設利用者に接触確認アプリのインストールを促すこと。また、必要に応じて、施設利用者の連絡先等の把握をする。          ・施設利用の際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用することを促す。また、消毒や手洗いなど「新しい生活様式」に基づく行動を徹底することを促す。          ・施設利用の際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密を作らないよう徹底する。          ・感染拡大予防のための業種別「イベント」等に則した感染防止策を徹底する。</p>	<p><b>【我々の心得】</b>          ○県内での感染事例が連続で発生していますが、「正しく注意して」うつらないように行動し、元気に社会・経済活動を行いましょう          ○「うつらない」「うつさない」の習慣化          ・「うつらない」対策をその都度説明          ・「うつさない」配慮(職場・家庭)を繰り返すようお願い          ・どのようにうつされたのかを明確にしていく          ○拡大防止への対策          ・死亡につながる重症化を防ぐ          ・感染したら、全員隔離してうつさない          ・医療崩壊はさせない          ・感染施設は一定期間閉じる          ○感染者の人権への配慮          ・医療関係者や感染された方等への中傷や差別は絶対にやめましょう</p>																
フェーズ	感染者発生状況	行動自粛																														
フェーズ1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	一般的な外出自粛要請																														
フェーズ2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	一般的な外出自粛要請を緩和 感染リスクの高い場所・集会への訪問自粛を要請 必要な感染リスク低減配慮を要請																														
フェーズ3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	外出行動自粛を更に緩和 必要最低限の感染リスク低減の要請は維持																														



府県	自粛要請・解除の判断基準			府県民への要請	事業主への要請	その他																												
和歌山県	県内および近隣府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げを含む見直しを行う ＜基準＞			<p>＜県民の皆様へのお願い＞（12/14）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○できる限り、大阪府への不要不急の外出は控える ※期間：大阪府による外出自粛要請期間（12月4日～29日） ※通勤や通学などで出かける場合は、基本的な感染症対策の徹底を</li> <li>○感染が拡大している地域から、帰省等される方は、高齢者等へ感染させないような行動を</li> <li>○特に感染が拡大している地域に出かける際は、基本的な感染症対策（マスク着用、手洗いなど）を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控える</li> <li>○友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える</li> <li>○感染によって重症化しやすい高齢者は、マスクを着用しないまま長時間の接触機会や感染症対策がしっかりと取られていない催しへの参加を控える</li> <li>○軽微な症状であっても放置することなく、通勤通学を控えて直ちにかかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談を。かかりつけ医等がない場合は受診相談窓口へ</li> <li>○濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったケースもあるため、濃厚接触者は経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける</li> </ul>	<p>＜事業所へのお願い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応を</li> <li>○全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスター（関西広域連合啓発ポスター）掲示をする</li> </ul> <p>＜イベント開催自粛の考え方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、2月末まで、次の収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする</li> </ul> <p>【収容率要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①大声での歓声・声援等がないことを前提とするイベント（クラシック音楽コンサート等）100%以内</li> <li>②大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）50%以内 ※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい</li> </ul> <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①収容人数10,000人超→収容人数の50%</li> <li>②収容人数10,000人以下→5,000人 ※令和2年9月11日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「11月までの催物の開催制限等について」に準ずる</li> </ul>	<p>＜医療機関や福祉施設へのお願い＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関や福祉施設の職員は、ウイルスを持ち込むことがないよう当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控える</li> <li>○病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意を 訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、自身の感染症対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底を</li> <li>○感染拡大防止には早期発見が重要であることから、本県ではクリニックで感染者を発見してもらうシステムを構築。医療機関、特にクリニックは、軽微な症状でも、まずは新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど患者の早期発見を</li> </ul> <p>＜全体への呼びかけ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働省「接触確認アプリ(COCOA)」を活用</li> <li>○人権への配慮(コア差別相談ダイヤル)</li> </ul>																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>自粛要請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近隣府県での発生基準</td> <td>○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現</td> <td>県外受入自粛の強化等</td> </tr> <tr> <td>和歌山県での発生基準</td> <td>①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上</td> <td>不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※①、②、③、④の全て ※②、③は7日間移動平均 ※④は紀北と紀南のいずれか</p>	区分	内容				自粛要請	近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等	和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等	<p>＜鳥取県版新型コロナ警報＞</p> <p>10月13日、全国でも最も厳しい水準は維持しつつ、本県の医療提供体制を踏まえ、社会・経済活動との両立を図る見直しを行った。</p> <p>＜現状＞東部地区 注意報発令（12月3日付） 中部地区 注意報発令（12月14日付）</p> <p>＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> <th>特別警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判断指標</td> <td>①新規陽性患者数 ②現時点確保病床稼働率</td> <td>東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週</td> <td>東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>発令期間 解除</td> <td>始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日 ①の基準を下回った日の翌日</td> <td>始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日 ①②のいずれかが基準を下回った日の翌日（警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行）</td> </tr> <tr> <td>活動制限</td> <td>外出・イベント・施設 学校</td> <td>○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒 ○感染者の学校休業の検討が基本</td> <td>○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等</td> </tr> <tr> <td>医療強化</td> <td>保健所 医療・福祉</td> <td>○疫学調査応援職員を派遣 ○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等</td> <td>○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等 ○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等 ○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等</td> </tr> <tr> <td>要請の法的根拠等</td> <td>協力依頼 等</td> <td>県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等</td> <td>県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	注意報	警報	特別警報	判断指標	①新規陽性患者数 ②現時点確保病床稼働率	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週	運用	発令期間 解除	始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日 ①の基準を下回った日の翌日	始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日 ①②のいずれかが基準を下回った日の翌日（警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行）	活動制限	外出・イベント・施設 学校	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒 ○感染者の学校休業の検討が基本	○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等	医療強化	保健所 医療・福祉	○疫学調査応援職員を派遣 ○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等 ○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等 ○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等
区分	内容	自粛要請																																
近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	県外受入自粛の強化等																																
和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床使用率50%以上	不要不急の外出自粛 営業自体の自粛等																																
区分	注意報	警報	特別警報																															
判断指標	①新規陽性患者数 ②現時点確保病床稼働率	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週																															
運用	発令期間 解除	始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日 ①の基準を下回った日の翌日	始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日 ①②のいずれかが基準を下回った日の翌日（警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行）																															
活動制限	外出・イベント・施設 学校	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒 ○感染者の学校休業の検討が基本	○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等																															
医療強化	保健所 医療・福祉	○疫学調査応援職員を派遣 ○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等 ○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等 ○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等																															
要請の法的根拠等	協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等																															
鳥取県	<p>＜鳥取県版新型コロナ警報＞</p> <p>10月13日、全国でも最も厳しい水準は維持しつつ、本県の医療提供体制を踏まえ、社会・経済活動との両立を図る見直しを行った。</p> <p>＜現状＞東部地区 注意報発令（12月3日付） 中部地区 注意報発令（12月14日付）</p> <p>＜基準＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>注意報</th> <th>警報</th> <th>特別警報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>判断指標</td> <td>①新規陽性患者数 ②現時点確保病床稼働率</td> <td>東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週</td> <td>東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週</td> </tr> <tr> <td>運用</td> <td>発令期間 解除</td> <td>始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日 ①の基準を下回った日の翌日</td> <td>始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日 ①②のいずれかが基準を下回った日の翌日（警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行）</td> </tr> <tr> <td>活動制限</td> <td>外出・イベント・施設 学校</td> <td>○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒 ○感染者の学校休業の検討が基本</td> <td>○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等</td> </tr> <tr> <td>医療強化</td> <td>保健所 医療・福祉</td> <td>○疫学調査応援職員を派遣 ○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等</td> <td>○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等 ○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等 ○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等</td> </tr> <tr> <td>要請の法的根拠等</td> <td>協力依頼 等</td> <td>県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等</td> <td>県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等</td> </tr> </tbody> </table>			区分	注意報	警報	特別警報	判断指標	①新規陽性患者数 ②現時点確保病床稼働率	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週	運用	発令期間 解除	始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日 ①の基準を下回った日の翌日	始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日 ①②のいずれかが基準を下回った日の翌日（警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行）	活動制限	外出・イベント・施設 学校	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒 ○感染者の学校休業の検討が基本	○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等	医療強化	保健所 医療・福祉	○疫学調査応援職員を派遣 ○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等 ○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等 ○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等	要請の法的根拠等	協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等	<p>＜県民の皆様へのお願い＞</p> <p>～ご自身と大切な人と地域を守ろう！会食・三密に注意！～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとって下さい。</li> <li>○身近なところで感染する可能性もあり、十分注意。親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っている。引き続き「三つの密」を避け、人との感染防止距離（概ね2m）を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い・換気などの感染予防に十分注意。特にリスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意。 ・帰宅後や何かを口に入れる前後（喫煙も含めて）の手洗いを徹底 ・人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底 ・倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にはマスクを着ける、人との会食はさける。</li> <li>○倦怠感、のどの違和感、発熱、味覚・嗅覚異常など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず、事前にかかりつけ医に連絡。相談先に迷う場合は「受診相談センター」に、接触が心配な場合は「接触者等相談センター」に相談。</li> <li>○お店を利用の際は、「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」、「新型コロナ対策認証事業所」（業界団体等からの推薦を受け、感染拡大予防対策に自ら取り組む事業所）の積極的な活用を。</li> <li>○ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」や「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」等の活用を。</li> <li>○年末年始の帰省については慎重に検討していただき、皆さんが、落ち着いた年明けを過ごすことができるよう、協力をお願いします。</li> <li>○患者治療に当たる医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別をなくし、新型コロナに立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまをみんなで応援しましょう。</li> </ul>	<p>＜事業者の皆様へ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に実施。</li> <li>・「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」や厚生労働省「接触確認アプリ(COCOA)」を活用。</li> </ul> <p>＜イベント開催要件＞（9/19～当面2月末） 県版ガイドラインの遵守を前提に以下のとおりとする。</p> <p>【収容率要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①歓声・声援等が想定されないもの 席がある場合：収容率100%以内 席がない場合：人と人が接触しない程度の間隔</li> <li>②歓声・声援等が想定されるもの 席がある場合：収容率50%以内 席がない場合：十分な人と人との間隔(1m)</li> </ul> <p>※全国的・広域的な人の移動が見込まれる祭り等については、クスター対策が困難であることから、中止を含めて慎重に判断。</p> <p>【人数上限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①収容人数1万人超⇒収容人数の50%</li> <li>②収容人数1万人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）</li> </ul> <p>※現時点確保病床占有率が25%以上になった場合は、9月16日以前の基準に戻すこととする。（9月16日までの基準） 感染防止策を徹底して次の基準で実施。 【屋内】5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数 【屋外】5,000人以下かつ人との間隔を十分確保（概ね2m）</p> <p>○イベント開催申出制度 定員50%超又は1,000人超、全国的イベントを開催する場合、1箇月前までに申出書提出が必要。</p>	<p>【県版ガイドライン策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業種別ガイドライン 飲食店、宿泊施設、接待を伴う飲食店、理容所、美容所、クリーニング取次所、公衆浴場、スポーツジム、ライブハウス、公演イベント、スポーツイベント、販売促進イベント、観光土産品販売店、会社寮</li> <li>○学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン</li> <li>○部活動(運動部・文化部)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン</li> <li>○登山・海水浴場におけるガイドライン</li> </ul> <p>【感染拡大防止クラスター対策等条例】 (8月臨時議会議決、令和2年9月1日施行) 県民及び事業者が一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組む。 (詳細は省略)</p> <p>【新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言】 (令和2年9月10日 鳥取県、鳥取県弁護士会、鳥取県警察本部及び鳥取県方法務局) 互いに連携して、患者や家族など新型コロナウイルスと闘う方々への差別的扱いや誹謗中傷を防ぐとともに、寄り添って支援する取組を進める。 ○中国地方知事会でも年末年始に向けメッセージを発信。(12/6)</p>				
区分	注意報	警報	特別警報																															
判断指標	①新規陽性患者数 ②現時点確保病床稼働率	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週	東部 3人/週、中部 2人/週、西部 3人/週																															
運用	発令期間 解除	始期：①の基準に達した日 終期：②の基準を下回った日 ①の基準を下回った日の翌日	始期：①②がいずれも基準に達した日 終期：①②がいずれかが基準を下回った日 ①②のいずれかが基準を下回った日の翌日（警報、注意報の要件を満たしている場合はそちらに移行）																															
活動制限	外出・イベント・施設 学校	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒 ○感染者の学校休業の検討が基本	○クラスター発生施設に関係する箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請 ○市中感染が広がった場合、比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請 ○市中感染の拡がり状況を勘案し、必要に応じて該当の圏域又は全県での教育活動の制限、分散登校、休業等																															
医療強化	保健所 医療・福祉	○疫学調査応援職員を派遣 ○施設内感染対策の確認 ○病床確保の準備 等	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等 ○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等 ○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等																															
要請の法的根拠等	協力依頼 等	県クラスター対策条例、特措法第24条第9項による要請 等	県クラスター対策条例による要請、特措法第45条も発動 等																															



府県	自粛要請・解除の判断基準							府県民への要請		事業者への要請		その他	
徳島県	<b>「とくしまアラート」の発動基準</b> <現状>9月18日「とくしまアラート」を全県域で解除 <基準>							<b>&lt;県民への呼びかけ&gt;</b> 基本的な感染予防の徹底（3密回避等） ○3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起 ⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信 感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるといメッセージ ○COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の普及促進 ○ターゲット毎に適切なメディアを通じた分かりやすいメッセージの発信 [重症化しやすい人（高齢者など）]3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨 [中年]職場での感染予防徹底、宴会等における注意喚起 [若者]クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等における注意喚起 [医療従事者・介護労働者]リスクの高い場所に行かない		<b>&lt;イベント開催の考え方&gt;</b> 必要な感染防止策が担保される場合は緩和することとし、次の収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。それ以外の場合は、従前の目安を原則とする。 <b>【収容率要件】</b> ①歓声・声援等が想定されないもの 収容率100%以内 ②歓声・声援等が想定されるもの 収容率50%以内 <b>【人数上限】</b> ①収容人数1万人超⇒収容人数の50% ②収容人数1万人以下⇒5,000人 （注）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要） ※令和2年11月12日付け内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡に準ずる。		<b>&lt;共通事項&gt;</b> 「とくしまスマートライフ宣言!」（「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践）  「徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例」（令和2年10月16日施行） ・事業者の感染防止策が義務化 ・クラスター等発生時の公表の流れを規定 ・不当な差別的取り扱いや誹謗（ひぼう）中傷を禁止	
	区分		①感染観察		②感染拡大注意		③特定警戒						
	基本方針		早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る		必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する						
	発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	5人以上	10人以上	30人以上	100人以上						170人以上
		直近1週間の累積感染経路不明者割合	—	50%		50%	50%						50%
	病床のひっ迫具合	病床全体	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上 現時点の確保病床数の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上						
		うち重症者病状	—	—	—	最大確保病床の占有率1/5以上 現時点の確保病床数の占有率1/4以上	最大確保病床の占有率1/2以上						
	療養者数		—	—	—	—	100人以上						170人以上
	PCR陽性率		—	—	—	—	10%						
	解除の判断基準		—	発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断									





構成団体の新型コロナウイルス感染症に関する経済対策等の状況 (12月15日時点)

1 経済・雇用対策

別添 1-3

※今回追加

Table with 4 columns: 団体 (Group), (1) 事業継続支援 (Business Continuity Support), (2) 雇用継続支援 (Employment Continuity Support), (3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起 (Operating Support for Agriculture, Forestry, and Fisheries). Rows include 滋賀県 (Shiga Prefecture), 京都府 (Kyoto Prefecture), 大阪府 (Osaka Prefecture), 兵庫県 (Hyogo Prefecture), 奈良県 (Nara Prefecture), and 和歌山県 (Wakayama Prefecture).







## 2 教育対策

※今回追加

団体	(1) 臨時休業・学校再開対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化等
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立学校へ手作りマスク素材や消毒用アルコールの配布</li> <li>○優先給付に開ける健康医療福祉部局との連携</li> <li>○県立学校のトイレ改修の実施</li> <li>○補習等支援のための学習指導員の配置</li> <li>○特別支援学校環境に困難を有する児童・生徒への相談・訪問支援等、家庭課による児童・生徒への相談・訪問支援体制、学校と福祉の連携強化等</li> <li>○障害児の放課後・休みの利用が増えたことによる利用者負担の増加分を補助</li> <li>○医療的対応等の送迎のために福祉タクシーを配布する事業への補助</li> <li>○県立大学が感染症対策として行う遮蔽板等の設置に対する補助</li> <li>○SC、SSWによる心のケアと子どもを取り巻く環境の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習支援コンテンツ・教材・子ども「学びの場」の開発</li> <li>○GIGAスクールポータル(ICT技術者等)の配置によるICT環境整備</li> <li>○障害児童生徒のための出入力支援装置の整備(点字・ブライル、視聴入力装置等)</li> <li>○県立学校等における遠隔授業環境の整備</li> <li>・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、WEB会議アプリの導入</li> <li>・各学校にWebカメラ、マイクなどの整備</li> <li>○県立中学校、県立特別支援学校(義務教育課程)の児童生徒が使用するPC端末整備の前倒し</li> <li>○インターネットを通じた授業動画の配信や学習プリントの配布</li> <li>○県立大学の遠隔授業環境の整備に対する補助</li> <li>○農業大学校におけるオンライン教育環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援</li> <li>○県立美術館の企画展の動画を作成・配信</li> <li>○県立文化施設において、自主製作オペラをオンライン配信</li> <li>○芸術関係者への支援等を紹介する相談窓口を設置</li> <li>○文化施設にサームグラフィイーを購入</li> <li>○鑑賞機会を失った小学生をはじめとする県民等に言葉の鑑賞機会を創出</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒等の心のケアと学習指導の強化</li> <li>・休業期間中及び学校再開後の児童生徒等への支援体制を強化(スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザーの拡充)</li> <li>○放課後児童クラブの運営等に対する支援</li> <li>○学校活動における感染予防対策</li> <li>・スクールの過度な消毒や消毒液の購入</li> <li>・令和2年度未だ未だマスクや消毒液を増便</li> <li>○新型コロナウイルス感染症対策大学等授業再開支援事業</li> <li>・府内の大学等に対して、ハチジョウの設置、消毒液の購入等</li> <li>○県立学校教育振興補助(学習指導員の配置)</li> <li>○施設実習の安全確保に向けたPCR検査の費用助成</li> <li>○学内施設等の感染防止対策への支援(放課後・食卓・学生等)の感染防止)</li> <li>○支援学校等の臨時休業に伴う放課後等サービス支援</li> <li>○学校給食休止への対応</li> <li>○府内の3歳児以上の園児・幼児・児童・生徒に対し、学習教材等の購入を支援(図書カード・2,000円分を配付)</li> <li>○SNS(LINE)を活用した相談対応の拡充</li> <li>○公立小中学校に対し、児童・生徒の心のケアを行う心理ケアサービスの配置</li> <li>○補充学習等を行う学習支援員の配置</li> <li>○スクールサポートスタッフの配置</li> <li>○部活動全国大会の代替地方大会開催(感染予防対策)支援</li> <li>○府立学校において感染防止等に必要となる物品(消毒液等)を措置</li> <li>○幼稚園設置者に対し、感染防止に必要な衛生用品(子ども用マスク、消毒液)等の購入費用を補助</li> <li>○公立高校及び私立学校において修学旅行等を中止した場場合に発生する教材料について補助</li> <li>○支援学校に対し、児童・生徒に直接接する教員の業務を支援する介助員等(学習支援員)を配置</li> <li>○公立小中学校へのスクールカウンセラーの配置拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自宅学習の環境整備等支援</li> <li>・動画や授業の導入(府立大学、府立大学)</li> <li>・教材補助として本を購入し貸出(学校再開後は図書室へ)</li> <li>○私立学校教育振興補助(高校生への修学支援)</li> <li>○低所得者を対象にオンライン学習を支えるための通信費支給</li> <li>○児童養護施設等へのインターネットネットワーク環境整備</li> <li>・児童養護施設等で育つ児童の学習機会を確保するため、インターネット環境整備やパソコン等の機器購入を助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生舞台開催支援事業</li> <li>・全国大会の中止や開催内容の変更を受け、中高生の集大成となる大会開催を支援</li> <li>○府立図書館の感染防止対策</li> <li>○安心・安全な京の修学旅行への支援(専用相談窓口)の設置、感染防止対策への支援</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校給食休止への対応</li> <li>○府内の3歳児以上の園児・幼児・児童・生徒に対し、学習教材等の購入を支援(図書カード・2,000円分を配付)</li> <li>○SNS(LINE)を活用した相談対応の拡充</li> <li>○公立小中学校に対し、児童・生徒の心のケアを行う心理ケアサービスの配置</li> <li>○補充学習等を行う学習支援員の配置</li> <li>○スクールサポートスタッフの配置</li> <li>○部活動全国大会の代替地方大会開催(感染予防対策)支援</li> <li>○府立学校において感染防止等に必要となる物品(消毒液等)を措置</li> <li>○幼稚園設置者に対し、感染防止に必要な衛生用品(子ども用マスク、消毒液)等の購入費用を補助</li> <li>○公立高校及び私立学校において修学旅行等を中止した場場合に発生する教材料について補助</li> <li>○支援学校に対し、児童・生徒に直接接する教員の業務を支援する介助員等(学習支援員)を配置</li> <li>○公立小中学校へのスクールカウンセラーの配置拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「臨時休業中の学習支援のバリエーション」を開発</li> <li>・家庭学習プリント及び教材等の掲載、授業動画の配信</li> <li>○府立学校のICT化の推進</li> <li>・ICT技術者の配置</li> <li>・校の端末等を整備</li> <li>○府立学校のオンラインでの学習体制を構築</li> <li>・端末機等を持たない家庭に対する学校所有の端末機、インターネット(通信費込み)の貸し出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術活動の継続支援</li> <li>・無観客ライブ等の配信にかかる経費を補助等</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校(外国人学校含む)におけるマスク等購入の支援</li> <li>○特別支援学校のトイレ改修による衛生環境改善</li> <li>○補習等支援サービスへの追加経費の支援</li> <li>○心のケアに対応するSNS悩み相談窓口の強化</li> <li>○放課後児童クラブの拡充</li> <li>○7月1日・11日・12日・13日の学童保育の受入支援</li> <li>○特別支援学校休校に伴う、放課後等サービス利用支援</li> <li>○学習支援番組「みて・学ぼう!」ひょうごっ子広場の制作</li> <li>○学校給食休止に伴う食材連約金の支払い</li> <li>○学校再開に伴う少人数授業、業務支援等のための非常勤講師、スクールサポートスタッフ、業務支援員の配置</li> <li>○私立学校における学校再開への人的体制の強化支援</li> <li>○特別支援学校スクールパスの増便対応等</li> <li>○給食調理者への衛生改善設備の購入経費支援</li> <li>○部活動全国大会の代替地方大会開催支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立学校等における遠隔授業環境の整備</li> <li>・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web会議アプリ・学習支援アプリの導入</li> <li>○県立大学の遠隔授業環境の整備</li> <li>・web会議アプリの導入補助</li> <li>○GIGAスクールポータル(ICT技術者等)の配置</li> <li>○障害児童生徒のための点字アプリ、視聴入力装置等の整備</li> <li>○総合衛生学院、職業能力開発校における遠隔授業環境の整備</li> <li>○専修学校等における遠隔授業環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芸術・文化施設等の県民利便施設等に関するファイター等を整備(県単独含む)</li> <li>○県立芸術・文化施設等の各種無料講座のオンライン配信</li> <li>○県立美術館・博物館のPR動画や県内アーティストの活動動画を作成・配信、多言語音声ガイドの専用アプリ等の製作</li> <li>○避難所等での物資・衛生資材等の備蓄</li> <li>○避難所となる学校等体育館の換気設備導入支援</li> <li>○芸術文化公演の再開に向けた緊急支援</li> <li>○県民利便施設等の換気設備の創出</li> <li>○県立美術館における時間間制来館者システム導入</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園がマスクや消毒液等を購入する経費に対する補助</li> <li>○特別支援学校の臨時休業期間中における食費負担</li> <li>○特別支援学校等の臨時休業による放課後等サービス等の利用増に伴う追加経費に対する補助</li> <li>○学校の臨時休業による心のケアのため、公立学校の児童生徒に対し、スクールカウンセラーによるストレスケアを実施</li> <li>○在宅運動番組(児童生徒向け)制作・放送</li> <li>・臨時休業中の小中学生等の健康維持のための番組を提供</li> <li>○在宅教養講座番組制作・放送</li> <li>・外出を自粛している県民の健康維持や、本県の魅力を再発見する機会を提供</li> <li>○小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開所時間の延長に対する経費等に対する補助</li> <li>○放課後児童クラブの利用の目的等に伴う保護者負担の減による公費負担の増に対する補助</li> <li>○小学6年生及び中学3年生の学級を分割し、感染拡大防止及びきめ細かい指導を行うため、教員を加配</li> <li>○夏期休業を短縮して授業等を実施するため、非常勤講師等を配置</li> <li>○臨時休業期間中の未指定分の補習等のため、学校教育活動を支援する学習指導員を配置</li> <li>○感染症対策のために増加する教員の業務を軽減するため、スクールパスの活用を促進</li> <li>○特別支援学校スクールパスの感染リスク低減のため、増便対応</li> <li>○部活動全国大会の代替地方大会開催支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全教員・児童生徒に対して「G Suite for Education」のアカウントを発行</li> <li>○教育長及び指導主事による授業アプリ動画を参考に各学校で授業動画を作成し、動画共有サービス上の各学校のアカウントにアップロード</li> <li>○Wi-Fi環境がない家庭にPCを貸与し、授業動画を保存したDVDやUSBメモリを提供</li> <li>○児童生徒の健康観察等、アプリ活用による家庭と学校が共有</li> <li>○全教員に「G Suite for Education」の講習をオンラインで実施</li> <li>○オンラインで活用できるツールを利用し、テストの実施など生徒の在宅での学習状況の把握を行うための研究を実施</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための遠隔授業の環境整備を行う公立大学に対する補助</li> <li>○県立中学校及び特別支援学校小学校学部・中学校に情報教育環境を整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報端末整備 1,050台</li> <li>・情報端末未整備児童生徒が情報機器の使用に要する障害に</li> <li>・情報端末未整備児童生徒が情報機器の使用に要する障害に</li> <li>・情報端末未整備児童生徒が情報機器の使用に要する障害に</li> </ul> </li> <li>○低所得世帯の経済的負担を軽減するため、オンライン学習に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立文化施設において消毒機の整備、受付でのアルコール設置、空気清浄機及び非接触型体温計等を整備</li> <li>○入館時における新型コロナウイルス感染症対策の徹底(マスク着用、手指消毒、三密の回避等)</li> <li>○県立図書館主催イベントとして、館長講演会のオンライン配信</li> <li>○奈良県立ジュニアオーケストラのテレワーク演奏動画、過去の演奏会の映像等を、動画配信サイト(YouTube)にて公開</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響により中止された全国大会の代替として開催される奈良県大会を支援</li> <li>○アプリを活用した芸術文化活動の取組に対し補助</li> <li>○美術作品等に接する機会を提供するため、県立美術館の展覧会の講演会等を動画配信サイト(YouTube)にて公開</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援</li> <li>○県立学校への保健衛生用品(マスクや消毒液等)の配付及び購入支援</li> <li>○県立学校臨時休業期間中の学校給食費用食材チャイルド負担</li> <li>○子供SOSダイヤル(24時間対応)教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のケアへの対応</li> <li>○SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や(県)教育相談</li> <li>※ 主事による心のケアへの対応</li> <li>※ スクールバスの過密化防止のため、特別支援学校スクールバスの増便対応</li> <li>※ クールバスの学費保障を行うため、特別支援学校への学習指導員の配置</li> <li>※ 特別支援学校へのスクールパス・サポートスタッフの配置</li> <li>※ 部活動全国大会の代替地方大会開催支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立・私立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援</li> <li>○県立学校への保健衛生用品(マスクや消毒液等)の配付及び購入支援</li> <li>○県立学校臨時休業期間中の学校給食費用食材チャイルド負担</li> <li>○子供SOSダイヤル(24時間対応)教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のケアへの対応</li> <li>○SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や(県)教育相談</li> <li>○県立学校において家庭学習の指導に向けたオンライン学習支援サービスの導入</li> <li>○各学校のWebページにアカウント付き閲覧制限を置き、家庭への連絡等で活用</li> <li>○GIGAスクール構想による県立中学校・特別支援学校(義務教育課程)の児童生徒のPC端末の整備前倒し</li> <li>○高等学校生徒1人1台PC端末の整備(12月末完了予定)</li> <li>○県立中学校生徒1人1台PC端末の整備(9月1日完了)</li> <li>○県立高等学校・特別支援学校の教員及び生徒の「Microsoft 365 for Education」アカウント発行</li> <li>○県立中学校の全教員・生徒に「G suite for Education」のアカウント発行</li> <li>○県立学校にWebカメラ、マイク等、配用周辺機器の整備</li> <li>○臨時休業中にオンライン学習ができるよう、インターネット環境未整備の家庭に貸与する機器を準備(通信料は県負担)</li> <li>○県立高等学校・特別支援学校でのオンラインによる同時双方</li> <li>○向型授業実施のための体制づくり</li> <li>○臨時休業時のオンライン学習の技術的支援を行うサポートの派遣</li> <li>○授業動画の配信やリモート学習指導の開始</li> <li>○特別支援学校の児童生徒のための出入力支援装置(点字・ブライル)の導入</li> <li>○低所得者を対象に家庭におけるオンライン学習を支援するための通信費を支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立文化施設における消毒機の整備、受付でのアルコール設置、空気清浄機及び非接触型体温計等を整備</li> <li>○入館時における新型コロナウイルス感染症対策の徹底(マスク着用、手指消毒、三密の回避等)</li> <li>○県立図書館主催イベントとして、館長講演会のオンライン配信</li> <li>○奈良県立ジュニアオーケストラのテレワーク演奏動画、過去の演奏会の映像等を、動画配信サイト(YouTube)にて公開</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響により中止された全国大会の代替として開催される奈良県大会を支援</li> <li>○アプリを活用した芸術文化活動の取組に対し補助</li> <li>○美術作品等に接する機会を提供するため、県立美術館の展覧会の講演会等を動画配信サイト(YouTube)にて公開</li> </ul>



団体	(1) 臨時休業・学校再開対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化等
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等</li> <li>○県立学校へのマスクや消毒液の配付及び購入支援</li> <li>○特別支援学校の臨時休業に伴う放課後等児童の学習負担増加分を支援</li> <li>○公立学校の学校給食食材納入業者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食材の有効活用を促進する経費への補助</li> <li>・学校給食用パン、米飯、牛乳、デザート類の供給体制を維持する経費への補助</li> </ul> </li> <li>○職員・関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化</li> <li>○県立学校における緊急連絡環境整備</li> <li>・生徒の安全確認、日々の体調確認</li> <li>○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等</li> <li>○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助</li> <li>○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助</li> <li>○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自動水栓に改修</li> <li>○特別支援学校において、幼児児童生徒の障がい特性に応じた感染対策や過密対策など、「新しい生活様式」を実践するための機器（アルコール消毒液）等を購入</li> <li>○私立学校再開に伴う学校における感染症対策の強化に係る支援</li> <li>○私立学校再開に伴う学校における追加的人員配置に係る支援</li> <li>○児童生徒の体力・競技力向上のためインストラクターを派遣</li> <li>○県立学校生のための臨時通学バスの運行</li> <li>○県立学校において「新しい生活様式」に対応した空調整備</li> <li>・普通教室に空調を整備（スボットクーラー）を整備</li> <li>・空調モデル創出事業（体育館、特別教室）</li> <li>○臨時休業期間中の未指導分の補習等のため、学校教育生活に支障をきたす学習指導員を配置</li> <li>○感染対策のために教員の負担増となる業務をサポートするため、スクールサポートスタッフを追加配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○臨時休業中における児童生徒の家庭学習をサポートするための動画の作成・配信、ケーブルテレビ放送</li> <li>○手作りマスクの動画の作成・配信</li> <li>○HPからダウンロードできる独自教材プリントの活用</li> <li>○ウェブ会議システムの無料アカウントを取得し、各県立学校に必要なアカウントを配付</li> <li>○無料の教育ソフト・サービスに各県立学校用アカウントを作成し配布</li> <li>○県立学校及び市町村立小中学校を対象としたリンクネットを活用した児童生徒の学習支援するツール事業を実施</li> <li>○県立学校の教員がワークできる環境構築</li> <li>○障害児児童生徒のための点字ディスプレイ、視線入力装置等の整備</li> <li>○各学校創意工夫による学習支援のための「学校裁量枠」の創設</li> <li>○障がいのある児童生徒の家庭や福祉施設におけるオンライン学習支援の充実を図るため、「自律型学習教材」や「読み教材」をeラーニングコンテンツとしてデジタル化</li> <li>○徳島県GIGAスクール構想として、公立の小・中学校・高等学校・高等専門学校及び特別支援学校の児童生徒に1人1台端末を配布し、各児童生徒の心身のケアとして「とくしまこころのサポート動画」を作成・配信</li> <li>○私立高校、私立専修学校（高等課程）が実施する1人1台端末の整備に係る経費に対する補助</li> <li>○徳島県GIGAスクール構想推進本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立文化施設等において、マスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品を整備</li> <li>○タブレット等を活用した県外のプロ演奏家から県内アーティスト演奏者へのオンライン演奏指導の実施</li> <li>○「あわ文化」に係るVR動画等デジタルコンテンツの作成し、情報発信</li> <li>○県立学校の文化部活動をオンライン指導により実施</li> <li>○部活動全国大会の代替地方大会開催支援</li> <li>○Web環境を活用した障がい者スポーツ・芸術文化支援</li> <li>・パラスポーツ実施支援動画の作成</li> <li>・オンラインでの芸術教室の実施</li> <li>○県立図書館における電子書籍コンテンツの拡充等、ICT活用サービスの向上</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置</li> <li>○感染リスクの軽減のため、特別支援学校スクリーンバスを増便</li> <li>○県立図書館に書籍消毒器を整備</li> <li>○放課後児童クラブに追加で生じる費用について支援</li> <li>○利用料の減免を行った場合に生じる費用等について支援</li> <li>○休業期間中、ウェブ上で追加的に生じたサービス分に係る県負担金の増額、利用者負担の免除を行う市町村に補助</li> <li>○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等児童サービス事業所等が福祉センターを利用する場面にタクシーの配付を行う事業に補助</li> <li>○子ども居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援</li> <li>○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者のアルバイトを行う事業に補助</li> <li>○子ども世話をするために事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援（4,100円/人/日）</li> <li>○私立中学校・高等学校が行う感染症予防対策及び家庭教育支援に必要な教材の購入等、学習保障の取組への経費支援</li> <li>○私立専修学校が行う感染症予防対策及び学習保障の取組への経費支援</li> <li>○私立中学校・高等学校が行う学校寮及び部活動における感染防止対策への経費支援</li> <li>○リターン、各種学校等が行う感染症予防対策の取組への経費支援</li> <li>○新型コロナウイルスの影響により、公私立中学校・高等学校が修学旅行等を行う場合、県内宿泊又は県内や近県日帰りに変更して実施する場合の経費支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校休業中にインターネットを活用した学習ができる環境を整備するため、Wi-Fi機器の貸与や回線の増強を実施</li> <li>○遠隔教育等で使用するeラーニング教材のアカウント取得・活用に係る市町村への補助</li> <li>○GIGAスクール構想により児童生徒の1人1台端末の使用を開始に伴い、当該端末を授業等で円滑に使用できるようにするため、高速通信ネットワークへの接続を行うための環境を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形態での文化芸術活動を支援</li> <li>○新型コロナウイルスの影響で中止となった高等学校の各種スポーツ・文化大会の代替大会の開催を支援</li> </ul>
京都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市立幼稚園におけるマスク・消毒液等の確保</li> <li>○学校の臨時休業に伴う学童クラブ等の対応に係る支援</li> <li>○LINEによる相談窓口の開設</li> <li>○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応</li> <li>○希望制による「学習相談・面談」の実施</li> <li>○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校（学級）ポスト」の設置</li> <li>○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備</li> <li>○市立学校の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備</li> <li>○大学における学生支援強化特別支援事業</li> <li>○子ども食堂等との連携による子ども見守り強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都放送、京都新聞と連携した「京都・学びプロジェクト」(動画配信等)</li> <li>○GIGAスクール構想の実現に向けた通信ネットワークの増強</li> <li>○ホームページを活用した家庭学習課題等の発信</li> <li>○運動遊びや読み聞かせ等に活用できるDVDの作成</li> <li>○家庭学習支援及びオンライン教職員研修実施のための環境整備</li> <li>○市立芸術大学における感染拡大防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設</li> <li>・発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルスに留意しつつ、現下の状況において安全かつ適切に実施できる文化芸術活動(企画・制作・実施・イベント等)を募集し、審査のうえ奨励金(上限30万円)を交付</li> <li>○京都の芸術家等の活動状況に関するアンケートを実施</li> <li>・新型コロナウイルスの拡大に伴い、京都市に居住又は活動拠点を有する文化芸術関係者に対してのニーズを明らかにするために、実施の再開や特約に向けてのニーズを明らかにするために実施</li> <li>○京都市文化芸術総合支援パッケージ</li> <li>・表現方法や鑑賞スタイルの変革が求められていない文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切実な支援を実施</li> <li>○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金</li> <li>・施設使用料等補助として、適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助</li> <li>・感染拡大防止等経費補助として、実施芸術や映画撮影など、複数人で製作する文化芸術活動に対して、業種別予算等に基づく感染拡大防止等経費を補助</li> </ul>
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年度の学校給食費の無償化</li> <li>○SNSを活用した児童生徒相談拡充</li> <li>○「学びの保障」実施に向けた体制整備として、非常勤講師・学力向上支援チーム、スクリーンバスを追加配置</li> <li>○感染拡大防止のため修学旅行等がキャンセルとなった場合、保護者の経済的負担軽減のため公費による補償を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動画配信サイト(YouTube)を活用した学習動画の配信</li> <li>○テレビ・大阪と連携し、学習動画をサブチャンネルで放映</li> <li>○NPO法人の学習動画制作を活用</li> <li>○全児童生徒に学習用端末未達を前倒し整備</li> <li>○就学援助世帯でWi-Fi環境が整っていない家庭に、モバイルネットワークを貸出し通信使用料を負担</li> <li>○わが国学習の円滑実施のため、Webカメラ、マイクなどの通信装置を整備</li> <li>○市立大学において、自宅学習に向けた小・中学生対象の学習本を電子書籍で貸出し、教材の加速に対応するため全小中学校等の児童生徒にタブレット等を提供し、家庭学習を支援</li> <li>○各小中学校のHPから教科書に準拠した授業動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援</li> <li>○J-COMと連携し、授業動画をケーブルテレビで放映</li> <li>○市立小中学校等に通うすべての児童(約64,000人)のタブレットを年内に整備</li> <li>○家庭学習が可能なようモバイルWi-Fiルーターを各家庭に貸与</li> <li>○学校におけるICT環境整備を進めるため、「GIGAスクールサポーター」を学校に新たに配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堺市文化芸術応援企画(フュニチャー業界でリスタート)</li> <li>・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリスタートの場として、昨年度グラランドオープンしたフュニチャー業界を8月から11月まで提供(学生:施設使用料無料【参考】市内文化団体は施設使用料半額)</li> <li>○大阪府高等学校軟式野球大会及び大阪府高等学校野球大会(硬式)の開催を支援。</li> </ul>
堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等</li> <li>○市立学校の臨時休業期間における学校給食費(食材費等)を負担</li> <li>○児童生徒等及び保護者の方々の心のケアとして、高等中学校、中学校、一部の小学校にスクリーンバスを配置</li> <li>○市立学校の臨時休業措置期間における分散校の実施(学習状況の確認や心のケア等)</li> <li>○夏季休業期間等を短縮し、臨時休業措置期間の授業時数を確保</li> <li>○学校再開に伴う市立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等</li> <li>○感染防止対策の一環として、学校トイレ清掃を委託</li> <li>○保護者の経済的負担を軽減するため、8月から10月までの学校給食費を無償化</li> <li>○学校の教育活動を支援するため、人的支援として教員や学習指導員等を追加配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(株)サテライトシティとの連携による「テレビ授業」の実施</li> <li>○GIGAスクール加速に対応するため全小中学校等の児童生徒にタブレット等を提供し、1人1台整備</li> <li>○経済的に配慮を要する就学援助世帯へのICTを活用した学習支援(再掲)</li> <li>○withコロナ時代における野外活動の推進</li> <li>・ハイキング道・市民公園等の整備</li> <li>・子どもたちの野外活動を支援するため、自然の家等の通信環境を再整備</li> <li>・プロスポーツを直接見る機会が制限されている子どもたちに対し、トップスポーツ所属選手がレッスン動画を配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業</li> <li>・アーティストやプロダクションの新たな取り組みに係る経費を補助(上限10万円/人、上限75万円/施設)</li> <li>・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助(上限50万円/日・施設、補助率1/2、県市協賛)</li> <li>・神山山田自動車道でのシェアサイクル事業の実施</li> <li>・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施</li> </ul>
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICT環境が整っていない家庭へのWi-Fiルーターを無償貸与</li> <li>○臨時休校期間における子育て家庭の負担軽減</li> <li>・放課後等児童クラブの時間延長にかかると運営補助及び利用料削減</li> <li>○学校給食休止に伴う食材事業者等への補償</li> <li>○子どもたちの学習を支えるため、全小中学校に学習指導員とスクールサポートスタッフを追加配置</li> <li>○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援</li> <li>・食品宅配による昼食支援・ICTを活用した学習支援</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響により学生支援に取り組む市内大学等へ、ふるさと納税を活用して助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市立図書館の環境整備</li> <li>○市立大学において、自宅学習に向けた小・中学生対象の学習本を電子書籍で貸出し、教材の加速に対応するため全小中学校等の児童生徒にタブレット等を提供し、家庭学習を支援</li> <li>○各小中学校のHPから教科書に準拠した授業動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援</li> <li>○J-COMと連携し、授業動画をケーブルテレビで放映</li> <li>○市立小中学校等に通うすべての児童(約64,000人)のタブレットを年内に整備</li> <li>○家庭学習が可能なようモバイルWi-Fiルーターを各家庭に貸与</li> <li>○学校におけるICT環境整備を進めるため、「GIGAスクールサポーター」を学校に新たに配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堺市文化芸術応援企画(フュニチャー業界でリスタート)</li> <li>・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリスタートの場として、昨年度グラランドオープンしたフュニチャー業界を8月から11月まで提供(学生:施設使用料無料【参考】市内文化団体は施設使用料半額)</li> <li>○大阪府高等学校軟式野球大会及び大阪府高等学校野球大会(硬式)の開催を支援。</li> </ul>





### 3 社会・福祉対策

※今回追加

団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスク等の衛生用品を一括購入し社会福祉施設へ配布</li> <li>社会福祉施設等のマスク等の衛生用品の購入・消毒等にかかる費用を補助</li> <li>多床室の個室化改修経費を補助</li> <li>通所系の社会福祉施設等による自宅訪問など代替サービス提供に伴うかか増し経費を補助</li> <li>地域活動支援センター等における支援員の増員や消毒液の購入等の経費を補助</li> <li>介護福祉士養成施設等のマスク等の衛生用品購入にかかる経費を補助</li> <li>介護事業者の介護サービス導入および ICT 化に対する支援の拡充</li> <li>介護サービス事業所等における感染症対策および利用再開を支援するとともに、介護施設・事業所に勤務する職員に対して慰労金を支給</li> <li>介護施設・事業所にかかるコーデ、ネット機能の確保経費を支援</li> <li>障害児者へ訪問入浴サービス等を提供する際の感染症対策に係る経費を補助</li> <li>障害福祉サービスの再開に向けた支援</li> <li>就労継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用を支援</li> <li>新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する児童養護施設に対し補助</li> <li>介護事業所団体が実施する感染症対策研修開催経費を支援</li> <li>介護施設・養成施設等における感染症対策研修を派遣</li> <li>感染症が発生した介護施設に対して、感染管理認定看護師等に介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の整備を支援</li> <li>多床室の個室改修、換気装置等の設置、消毒液等の購入補助(介護施設、障害者支援施設、児童養護施設)</li> <li>通所サービス(介護・障者)等に、代替サービスの提供やサービス形態の確保による支援</li> <li>社会福祉施設等の感染拡大防止対策支援</li> <li>感染症対策マニュアルの改定や研修の実施に対する支援</li> <li>感染発生時に使用する簡易居室の整備支援</li> <li>介護福祉士養成施設等における感染症対策研修に係る経費を支援</li> <li>障害児者へ訪問入浴サービス等を提供する医療機関や高齢者施設等に勤務する職員、入院・入所者に対する PCR 検査の実施</li> <li>児童養護施設等における感染症対策支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Web 環境を活用した障害者ボット・文化芸術・アウトリ運動会や「京都とっておきの芸術祭」の Web 開催を実施</li> <li>障害者雇用サポート強化事業</li> <li>障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実</li> <li>障害福祉事業所における ICT 導入等支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒への高校生等奨学金給付金の給付、県立高等学校授業料の減免</li> <li>生宅確保給付金の支給</li> <li>県営住宅での一時的な受け入れ</li> <li>県税の納税等の猶予</li> <li>家族の入院等により在宅での生活が困難になったことでもを家族と同じ医療機関へ一時保護委託、または滋賀県青年会館での一時保護を行う</li> <li>障害児者の家族が感染する等、従来の障害福祉サービスで障害児者の生活を維持できなくなつた場合に、必要な支援者や一時的な生活の確保等の支援を行う</li> <li>家族の入院等により在宅生活が困難となった事柄を話し合つて、必要が認められれば</li> <li>自殺防止に関する相談体制等の強化</li> <li>子ども食堂の感染拡大防止を支援し、活動団体に物資が迅速に届くようにするため県協会の体制を拡充</li> <li>アクトを実施し、子どもための新しい行動模式「すまいる・あくしょん」を策定</li> <li>児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付</li> <li>01 家庭や児童養護施設等からの相談に対応するため、SNS を活用した相談窓口を設置</li> <li>02 ひとり親家庭に悩んでいるひとり親家庭等を支援する県社協の事業へ補助</li> <li>子ども家庭支援センターのテレビ、電話・SNS での相談体制充実</li> <li>03 子ども家庭世帯の県立大学大学院生に対する授業料減免</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>多床室の個室改修等の配布</li> <li>感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助</li> <li>ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業で、子ども用マスクの配布等を行う市町村へ補助</li> <li>01 SNS (LINE) を活用した相談体制の整備、知事記者会見における手話通訳の導入</li> <li>02 緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援</li> <li>03 地域医療連携強化基金を活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布</li> <li>04 介護施設等における多床室の個室化に要する改修経費の補助</li> <li>05 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費の補助</li> <li>06 社会福祉施設等向け職員の派遣旅費等の補助</li> <li>07 社会福祉施設職員および感染症対策研修の実施及び動画配信</li> <li>08 社会福祉施設に対する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援</li> <li>09 介護事業所に対する介護ボット機器購入補助の拡充</li> <li>10 介護事業所に対する ICT 導入支援の拡充</li> <li>11 マスク等の購入等や個室化改修経費の補助</li> <li>12 介護施設への簡易陰圧装置等整備費補助</li> <li>13 訪問サービス提供に伴うかか増し経費等の補助</li> <li>14 社会福祉施設等心接職員の派遣旅費等の補助</li> <li>15 介護施設に対する介護ロボットの導入支援</li> <li>16 在宅障害者等に対する安否確認等の経費支援</li> <li>17 障害児相談支援従業者養成研修等の映像化、分割開催経費の支援</li> <li>18 地域活動支援センター等の障害者受入体制の強化</li> <li>19 就労支援員サービスの機能強化</li> <li>20 生活支援員の追加配置、生産活動支援員の配置、事業所商品の販売強化(配送料無料化等)</li> <li>21 複合災害に備えた避難所の体制強化</li> <li>22 訪問入浴サービスの日常生活支援サービスの提供体制の強化</li> <li>23 社会福祉施設に対する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援</li> <li>24 在宅高齢者・障害者一時的中受入体制の整備(専従職員配置のかかり増し補助)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス事業所におけるタブレット端末、見守りロボット等導入の支援</li> <li>障害福祉サービスにおけるテレワーク等の導入支援</li> <li>タブレット端末、専用 VR 機器の導入補助</li> <li>聴覚障害者の遠隔手話サービス実施のためのシミュレーション</li> <li>障害福祉事業所等におけるテレワーク導入支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>家計急変世帯に対する高校生奨学金給付金の支給</li> <li>家計急変世帯の府立大学生に対する授業料免除</li> <li>家計急変世帯の専門学校生に対する授業料減免等</li> <li>府税の納税等の猶予</li> <li>自殺防止に関する相談体制の強化</li> <li>低所得者に対して親世帯への臨時特別給付金支給</li> <li>ひとり親家庭等に対し図書カードを配布</li> <li>01 対象児童に対して凶悪カードを配布</li> <li>02 児童虐待防止強化対策の検討</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設等への衛生用品等の配布</li> <li>感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助</li> <li>ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業で、子ども用マスクの配布等を行う市町村へ補助</li> <li>01 SNS (LINE) を活用した相談体制の整備、知事記者会見における手話通訳の導入</li> <li>02 緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援</li> <li>03 地域医療連携強化基金を活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布</li> <li>04 介護施設等における多床室の個室化に要する改修経費の補助</li> <li>05 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費の補助</li> <li>06 社会福祉施設等向け職員の派遣旅費等の補助</li> <li>07 社会福祉施設職員および感染症対策研修の実施及び動画配信</li> <li>08 社会福祉施設に対する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援</li> <li>09 介護事業所に対する介護ボット機器購入補助の拡充</li> <li>10 介護事業所に対する ICT 導入支援の拡充</li> <li>11 マスク等の購入等や個室化改修経費の補助</li> <li>12 介護施設への簡易陰圧装置等整備費補助</li> <li>13 訪問サービス提供に伴うかか増し経費等の補助</li> <li>14 社会福祉施設等心接職員の派遣旅費等の補助</li> <li>15 介護施設に対する介護ロボットの導入支援</li> <li>16 在宅障害者等に対する安否確認等の経費支援</li> <li>17 障害児相談支援従業者養成研修等の映像化、分割開催経費の支援</li> <li>18 地域活動支援センター等の障害者受入体制の強化</li> <li>19 就労支援員サービスの機能強化</li> <li>20 生活支援員の追加配置、生産活動支援員の配置、事業所商品の販売強化(配送料無料化等)</li> <li>21 複合災害に備えた避難所の体制強化</li> <li>22 訪問入浴サービスの日常生活支援サービスの提供体制の強化</li> <li>23 社会福祉施設に対する感染症対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援</li> <li>24 在宅高齢者・障害者一時的中受入体制の整備(専従職員配置のかかり増し補助)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険料(税)の減免措置、傷病手当金の支給</li> <li>生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>生活困窮者に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施</li> <li>家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免</li> <li>経済が急変した県立大学の学生への相談体制の強化</li> <li>感染拡大防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化(リポート相談用のタブレット端末購入)</li> <li>緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充</li> <li>新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発の強化</li> <li>生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化</li> <li>ひとり親世帯臨時特別給付金の支給</li> <li>01 子どもの食料の確保のためのことでも家庭センターの体制強化</li> <li>02 家計が急変した家庭の生徒に授業料の減免を行う専修学校に補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>生活困窮者に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施</li> <li>家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免</li> <li>経済が急変した県立大学の学生への相談体制の強化</li> <li>感染拡大防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化(リポート相談用のタブレット端末購入)</li> <li>緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充</li> <li>新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発の強化</li> <li>生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化</li> <li>ひとり親世帯臨時特別給付金の支給</li> <li>01 子どもの食料の確保のためのことでも家庭センターの体制強化</li> <li>02 家計が急変した家庭の生徒に授業料の減免を行う専修学校に補助</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者福祉施設、障害者福祉施設、看護施設の多床室等の個室化改修に対し補助</li> <li>認可外保育施設、児童養護施設等のマスクや消毒液等購入経費に対し補助</li> <li>01 児童養護施設等の多床室の個室化改修に対し補助</li> <li>02 介護福祉士養成施設等、在宅医療的所児等の家庭・障害者支援施設等へ高齢者福祉施設等へのマスク、消毒液の配付</li> <li>03 知事記者会見における手話通訳の導入</li> <li>04 相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修及びたん吸引等研修の講義を映像化し、受講者に配信</li> <li>05 子育てを支援する市町村のファミリーサポート・センター事業の実施</li> <li>06 保育員・幼稚園、児童養護施設等がマスクや消毒液等を購入する費用等に対し補助</li> <li>07 医療機関及び福祉施設における感染拡大防止のための支援体制を強化</li> <li>08 福祉施設職員のメンタルケアのための相談窓口の開設</li> <li>09 臨床心理士、精神保健福祉士等による電話相談等</li> <li>10 新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する福祉施設に対し補助</li> <li>11 保育所や児童養護施設等の職員へのマスクや感染防止対策の相談・支援体制を整備</li> <li>12 高齢者福祉施設、障害者支援施設等における簡易陰圧装置や換気設備の整備に対する補助</li> <li>13 福祉施設における感染症対策のための物品の購入や多機能型簡易居室設置等に対する補助</li> <li>14 福祉施設における感染症患者の発生等に備え、県において、マスクや消毒液等を備蓄するため、関係事業者等が行うアクト等に対する補助</li> <li>15 福祉施設にて利用者や接する従業員等の注意事項について、県民、社会福祉施設、企業等へ啓発「奈良県版アクト」注意事例集」・啓発資料の作成等</li> <li>16 感染拡大やアクトの発生を防止するための注意事項の実施</li> <li>17 社会福祉施設等におけるマスクの発生を防止するための専門家で構成するチームによる実地指導等の支援を実施</li> <li>18 医療機関や社会福祉施設等におけるアクトの発生を防止するため、感染拡大時に施設職員の健康を対象とした一斉、定期的な検査を実施</li> <li>19 介護施設等が大規模修繕に伴って実施する介護ボット ICT の導入に対し補助</li> <li>20 特別養護老人ホーム併設ショートステイ多床室の個室化改修に対し補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労系障害福祉事業所のテレワーク導入に要する経費に対し補助</li> <li>聴覚障害者に対する遠隔手話サービスの実施</li> <li>障害福祉サービス事業所等におけるテレワーク導入のためのための ICT 導入等に要する経費に対し補助</li> <li>商品の生産技術や新商品・新サービスの開発、販売促進等に取り組む就労系障害福祉事業所に専門家を派遣、県の共同受注窓口(センター)を活用した発注システムを構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金(緊急小口資金等)の貸付原資を増額</li> <li>生活困窮者に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施</li> <li>家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免</li> <li>経済が急変した県立大学の学生への相談体制の強化</li> <li>感染拡大防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化(リポート相談用のタブレット端末購入)</li> <li>緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充</li> <li>新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発の強化</li> <li>生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化</li> <li>ひとり親世帯臨時特別給付金の支給</li> <li>01 子どもの食料の確保のためのことでも家庭センターの体制強化</li> <li>02 家計が急変した家庭の生徒に授業料の減免を行う専修学校に補助</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者福祉施設、障害者福祉施設、看護施設の多床室等の個室化改修に対し補助</li> <li>認可外保育施設、児童養護施設等のマスクや消毒液等購入経費に対し補助</li> <li>01 児童養護施設等の多床室の個室化改修に対し補助</li> <li>02 介護福祉士養成施設等、在宅医療的所児等の家庭・障害者支援施設等へ高齢者福祉施設等へのマスク、消毒液の配付</li> <li>03 知事記者会見における手話通訳の導入</li> <li>04 相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修及びたん吸引等研修の講義を映像化し、受講者に配信</li> <li>05 子育てを支援する市町村のファミリーサポート・センター事業の実施</li> <li>06 保育員・幼稚園、児童養護施設等がマスクや消毒液等を購入する費用等に対し補助</li> <li>07 医療機関及び福祉施設における感染拡大防止のための支援体制を強化</li> <li>08 福祉施設職員のメンタルケアのための相談窓口の開設</li> <li>09 臨床心理士、精神保健福祉士等による電話相談等</li> <li>10 新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する福祉施設に対し補助</li> <li>11 保育所や児童養護施設等の職員へのマスクや感染防止対策の相談・支援体制を整備</li> <li>12 高齢者福祉施設、障害者支援施設等における簡易陰圧装置や換気設備の整備に対する補助</li> <li>13 福祉施設における感染症対策のための物品の購入や多機能型簡易居室設置等に対する補助</li> <li>14 福祉施設における感染症患者の発生等に備え、県において、マスクや消毒液等を備蓄するため、関係事業者等が行うアクト等に対する補助</li> <li>15 福祉施設にて利用者や接する従業員等の注意事項について、県民、社会福祉施設、企業等へ啓発「奈良県版アクト」注意事例集」・啓発資料の作成等</li> <li>16 感染拡大やアクトの発生を防止するための注意事項の実施</li> <li>17 社会福祉施設等におけるマスクの発生を防止するための専門家で構成するチームによる実地指導等の支援を実施</li> <li>18 医療機関や社会福祉施設等におけるアクトの発生を防止するため、感染拡大時に施設職員の健康を対象とした一斉、定期的な検査を実施</li> <li>19 介護施設等が大規模修繕に伴って実施する介護ボット ICT の導入に対し補助</li> <li>20 特別養護老人ホーム併設ショートステイ多床室の個室化改修に対し補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労系障害福祉事業所のテレワーク導入に要する経費に対し補助</li> <li>聴覚障害者に対する遠隔手話サービスの実施</li> <li>障害福祉サービス事業所等におけるテレワーク導入のためのための ICT 導入等に要する経費に対し補助</li> <li>商品の生産技術や新商品・新サービスの開発、販売促進等に取り組む就労系障害福祉事業所に専門家を派遣、県の共同受注窓口(センター)を活用した発注システムを構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金(緊急小口資金等)の貸付原資を増額</li> <li>生活困窮者に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校授業料の減免、私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の実施</li> <li>家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免</li> <li>経済が急変した県立大学の学生への相談体制の強化</li> <li>感染拡大防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化(リポート相談用のタブレット端末購入)</li> <li>緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充</li> <li>新型コロナウイルス感染症に関する人権啓発の強化</li> <li>生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化</li> <li>ひとり親世帯臨時特別給付金の支給</li> <li>01 子どもの食料の確保のためのことでも家庭センターの体制強化</li> <li>02 家計が急変した家庭の生徒に授業料の減免を行う専修学校に補助</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者福祉施設、障害者福祉施設、看護施設の多床室等の個室化改修に対し補助</li> <li>認可外保育施設、児童養護施設等のマスクや消毒液等購入経費に対し補助</li> <li>01 児童養護施設等の多床室の個室化改修に対し補助</li> <li>02 介護福祉士養成施設等、在宅医療的所児等の家庭・障害者支援施設等へ高齢者福祉施設等へのマスク、消毒液の配付</li> <li>03 知事記者会見における手話通訳の導入</li> <li>04 相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修及びたん吸引等研修の講義を映像化し、受講者に配信</li> <li>05 子育てを支援する市町村のファミリーサポート・センター事業の実施</li> <li>06 保育員・幼稚園、児童養護施設等がマスクや消毒液等を購入する費用等に対し補助</li> <li>07 医療機関及び福祉施設における感染拡大防止のための支援体制を強化</li> <li>08 福祉施設職員のメンタルケアのための相談窓口の開設</li> <li>09 臨床心理士、精神保健福祉士等による電話相談等</li> <li>10 新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する福祉施設に対し補助</li> <li>11 保育所や児童養護施設等の職員へのマスクや感染防止対策の相談・支援体制を整備</li> <li>12 高齢者福祉施設、障害者支援施設等における簡易陰圧装置や換気設備の整備に対する補助</li> <li>13 福祉施設における感染症対策のための物品の購入や多機能型簡易居室設置等に対する補助</li> <li>14 福祉施設における感染症患者の発生等に備え、県において、マスクや消毒液等を備蓄するため、関係事業者等が行うアクト等に対する補助</li> <li>15 福祉施設にて利用者や接する従業員等の注意事項について、県民、社会福祉施設、企業等へ啓発「奈良県版アクト」注意事例集」・啓発資料の作成等</li> <li>16 感染拡大やアクトの発生を防止するための注意事項の実施</li> <li>17 社会福祉施設等におけるマスクの発生を防止するための専門家で構成するチームによる実地指導等の支援を実施</li> <li>18 医療機関や社会福祉施設等におけるアクトの発生を防止するため、感染拡大時に施設職員の健康を対象とした一斉、定期的な検査を実施</li> <li>19 介護施設等が大規模修繕に伴って実施する介護ボット ICT の導入に対し補助</li> <li>20 特別養護老人ホーム併設ショートステイ多床室の個室化改修に対し補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉分野生産性向上推進</li> <li>障害者支援施設におけるボット等 (見守りセンサー)等の導入支援</li> <li>就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークを活用した遠隔指導の実施を支援</li> <li>タブレット端末を活用した遠隔手話サービス等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金(緊急小口資金等)の貸付原資を増額</li> <li>生活困窮者に対する高校生等奨学金給付金の支給</li> <li>生活困窮者の府立大学生に対する授業料免除</li> <li>家計急変世帯の専門学校生に対する授業料減免等</li> <li>府税の納税等の猶予</li> <li>自殺防止に関する相談体制の強化</li> <li>低所得者に対して親世帯への臨時特別給付金支給</li> <li>ひとり親家庭等に対し図書カードを配布</li> <li>01 対象児童に対して凶悪カードを配布</li> <li>02 児童虐待防止強化対策の検討</li> </ul>



団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設等におけるマスクの着用や、県備蓄マスクの配布</li> <li>高齢者、障がい者に配慮した感染症予防、新しい生活様式に関する啓発(TVCM、新聞・HP掲載、県民交流プラザでの放映)</li> <li>在宅生活を強めている障がい者等が不安確認、相談受付や情報提供等に際して障がい福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援</li> <li>通所サービス事業所に対する代替サービスの提供や他事業所との連携による経費支援</li> <li>LINEを活用した「徳島県・新型コロナウイルス対策ホットライン」を開設</li> <li>「生活不活発」予防についての情報発信</li> <li>ホビー活動による予防、イベントの周知啓発、You Tube等を活用した運動方法・口腔・栄養・社会とのつながり紹介</li> <li>児童養護施設、認可外保育施設等におけるマスク・消毒液、除菌剤・臭気除去剤等の衛生用品等の整備や補助</li> <li>児童養護施設等の個室化等改修経費を支援</li> <li>児童養護施設等のインターネット等環境整備を支援</li> <li>児童養護施設等における業務担当に対し、補助者の雇用による体制強化を支援</li> <li>児童養護施設等への看護師派遣等による感染予防対策の助言指導</li> <li>介護施設等に対する ICT 及び介護ロボット等導入支援</li> <li>介護施設に対する多床室の個室化、陰圧・換気設備等の整備に要する経費支援</li> <li>社会福祉施設等に対する感染対策、サービス再開、職員慰労金支給等の支援</li> <li>施設長の意見を踏まえた感染拡大防止チェックリストの配付及び巡回指導</li> <li>専門家の会議を開催し、感染予防対策の再徹底を依頼</li> <li>介護・障がい福祉施設における発生対応訓練の実施及び互心応援体制の構築</li> <li>在宅障がい者等の一時保護施設の整備</li> <li>保健所、保育施設、児童相談所一時保護所等に必要な保護衛生用品を整備</li> <li>県民のマスク購入機会を確保するための仕組みを県内流通事業者や小売り事業者と連携して構築</li> <li>障がい者支援施設等の居室個室化</li> <li>介護ロボット導入の導入、ICT化支援</li> <li>通所サービス事業所(障がい福祉分野)の代替サービスの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまじり経費を支援</li> <li>相談支援専門員等が在宅生活となった障がい者等の安否確認を行う費用を市町村に補助</li> <li>通所サービス事業所等の代替サービスの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまじり経費を支援</li> <li>緊急配布用個人防護具等の購入</li> <li>とっとり SNS 相談の相談日を拡充</li> <li>マスク、消毒液などの衛生用品等を購入、備蓄確保、配布</li> <li>避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策</li> <li>新型コロナウイルスの第2波の探知、早期評価、対策立案のための発生動向調査、データ分析等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業系障がい福祉サービス事業所におけるテレワーク等導入支援</li> <li>職覚障がい者に対する遠隔手話サービス等を利用した意思疎通支援</li> <li>Web環境を活用した障がい者スポーツ・芸術文化支援</li> <li>パラスポーツ実施支援動画の作成</li> <li>オンラインでの芸術教室の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の管付原資の追加助成</li> <li>収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付・公立高等学校等授業料の減免・奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施</li> <li>宿泊施設障害者受入施設支援事業</li> <li>特定警戒都道府県からやむなく帰省せざるを得ない県出身者の一定期間滞在宿泊施設の確保</li> <li>県営住宅入居者の家賃減額・県営住宅の空き室提供、市営住宅の家賃減額支援</li> <li>住居確保給付金の支給</li> <li>保育や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣</li> <li>ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援を受けける寄り添い支援</li> <li>と、SNSを活用しひとり親家庭の子どもの相談と、ひとり親家庭に対するSNS相談体制の整備</li> <li>ひとり親家庭に対するSNS相談体制の整備</li> <li>ひとり親家庭に対するオンライン学習支援の実施</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定研修を映像化等により遠隔実施するための必要な経費支援</li> <li>聴覚障がい者が、行政機関や保健所への相談、病院への受診する際に遠隔手話サービスを利用できるよう、タブレット端末を配置</li> <li>就労移行支援事業所のテレワークシステム導入の導入を支援</li> <li>オンライン面会の実施に必要な機器整備を助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定研修を映像化等により遠隔実施するための必要な経費支援</li> <li>聴覚障がい者が、行政機関や保健所への相談、病院への受診する際に遠隔手話サービスを利用できるよう、タブレット端末を配置</li> <li>就労移行支援事業所のテレワークシステム導入の導入を支援</li> <li>オンライン面会の実施に必要な機器整備を助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども食堂を実施する民間団体等に対して、コロナ対策で会費変更等の経費を追加で補助</li> <li>非視覚世帯相当となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付</li> <li>家計急変により授業料の支払いが困難になった者に対し、各私立中学校・高等学校が授業料の減免を行う場合、補助</li> <li>家計が急変した公立鳥取環境大学の学生に対する授業料等無償化(減免)経費を大学へ交付</li> <li>生活困窮者自立支援制度に基づき、離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対して、最長9ヶ月家賃相当額を支給</li> <li>外出自粛等により困り事が生じている県民を支援するボランティア活動に対し助成</li> </ul>
京都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設等に対する衛生物資の支援</li> <li>医療機関や社会福祉施設等に対する衛生物資の支援、福祉避難所に対する衛生物資の確保</li> <li>社会福祉施設の多床室の個室化支援等</li> <li>社会福祉施設等の個室の消費に要する経費助成</li> <li>通所サービス事業所の利用者の居室訪問など、特別な形でサービスを提供する取組を支援</li> <li>医療機関、社会福祉施設への「支え合い支援金」の創設</li> <li>コロナ禍において、市民生活を維持するために医療・福祉を提供いただいた施設に対する感謝の意を示し、また、バザー社会においても協力いただいたよう支援金を支給</li> <li>新型コロナウイルス感染症の治療等に従事する医療機関に対する支援金の支給</li> <li>帰国者・接触者外来医療機関又は入院患者を受け入れた医療機関に対して、医療物資の確保や衛生物資の購入等を幅広く支援する支援金を支給</li> <li>指定避難所等での感染拡大予防対策</li> <li>ウイルス社会での安心安全な社会福祉施設の実環境整備</li> <li>介護保険・障害者福祉施設等における車椅子・搬送設備、見守りセンサー導入支援</li> <li>医療機関や社会福祉施設等での感染対策の周知啓発</li> <li>動画配信による予防啓発、専門家による感染防御法の実地指導</li> <li>専門家による介護保険施設等職員に対するオンライン感染症対策研修の実施</li> <li>区役所・支所(保健福祉センター)での健診業務等における感染症対策</li> <li>区役所・支所(保健福祉センター)窓口の混雑解消</li> <li>区活動における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため感染防止器具の備蓄量を増強</li> <li>緊急活動における子育て相談支援・連携体制強化事業</li> <li>オンラインでの子育て相談支援・連携体制強化事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉分野におけるサービス継続支援</li> <li>就業系障害福祉サービス事業所及び児童養護施設等に対するテレワーク導入支援及び ICT 導入の導入に要する経費を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>傷病手当金の創設(国民健康保険事業)</li> <li>特別定額給付金(仮称)の支給</li> <li>簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付</li> <li>子育て世帯への臨時特別給付金の支給</li> <li>国民健康保険料・介護保険料の減免</li> <li>市営住宅入居者の家賃の徴収猶予・減免等</li> <li>市営住宅の提供</li> <li>全ての保護者が感染した場合の子どもの受入れ</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響等により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供</li> <li>生活困窮者等への支援の拡充</li> <li>住居確保給付金の支援対象の拡充等</li> <li>生活困窮者等に対する相談支援体制等の充実</li> <li>自殺防止に関する相談体制等の強化</li> <li>ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給</li> <li>児童養護施設等を退所されて間もない方への支援</li> <li>特別定額給付金事業実施に伴う配偶者暴力被害者等への相談支援体制の強化</li> </ul>
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者支援施設や保護施設等で使用するマスク・消毒液等の確保</li> <li>老人福祉施設等での個室化促進改修費等補助金の創設</li> <li>障がい福祉サービス事業所や介護サービス事業所等の事業継続に向けた支援</li> <li>生活困窮者への一時宿泊施設内における3密状態の緩和及び受け入れ枠を確保するためホテル等の借り上げ</li> <li>障がい福祉分野におけるロボット等導入支援</li> <li>感染症対策が不十分と思われる有料老人ホーム等につき、防護着の着脱方法を指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援</li> <li>障がい福祉分野の ICT 導入モデル事業に要する経費を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解雇された派遣社員等への市営住宅の提供</li> <li>市営住宅入居者の家賃の減免等</li> <li>市営住宅確保給付金の支給対象者の拡充</li> <li>(公財)大阪国際交流センター外国人のための相談窓口において新型コロナウイルス感染症に関する専門相談を強化</li> <li>国民健康保険加入者への傷病手当金の創設</li> <li>国民健康保険・介護保険料の減免措置</li> <li>保育施設等の家庭保育協力期間における保育料の軽減</li> <li>水道料金・下水道使用料の基本料金全額減免(7月～9月)</li> <li>水道料金・下水道使用料「長期支払猶予・分割支払特別制度」の創設</li> <li>DV等相談支援体制強化事業(DVメール相談)の実施</li> <li>国民健康保険料の減免措置</li> <li>介護保険料の減免措置</li> <li>住居確保給付金の対象拡充に伴う体制強化等</li> <li>新型コロナウイルスによる失業率の上昇により、経済的な理由によって学費の支弁が困難であるとき、市立高等専門学校授業料の免除等の相談対応</li> <li>新型コロナウイルスによる失業率の上昇により、経済的な理由で就学困難と認められる場合、給食費・学用品費などを援助</li> <li>新型コロナウイルス感染症在宅ケア継続支援事業</li> <li>介護者が感染した場合の要介護者等(高齢者・障害)への支援</li> <li>SNSを活用した児童虐待防止相談の実施</li> <li>ひとり親世帯等を対象にファミリーナシナシチャット・プランナー</li> <li>令和2年4月28日～12月31日生まれたの新生児1人につき5万円を給付</li> </ul>
堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス等事業所に対しマスクや消毒液等の購入経費補助(令和2年度は市が購入した衛生用品を配布)</li> <li>障害福祉サービス事業所等、家庭における人工呼吸器装着等医療的ケアを必要とする者への手指消毒液の配布</li> <li>周知を受け、障害福祉サービス事業所が特別な形でサービスを提供する取組を支援</li> <li>介護保険施設、障害者支援施設、児童養護施設に対して、バザーの開催等の収入を確保するためのバザーの開催</li> <li>介護保険施設等での多床室の個室化整備補助</li> <li>介護保険施設等での感染症発生の際の洗浄・消毒事業</li> <li>介護保険施設等での感染対策方向上支援事業</li> <li>簡易陰圧装置を設置する介護・障害者施設等への補助</li> <li>介護・障害福祉サービス事業所等における「かかり増し経費」に対する補助</li> <li>障害者等在宅介護する者等が感染症の感染により介護できなくなった場合に、障害者等本人が引き続き介護を受けることができ、住居を構築</li> <li>障害者支援施設等が介護ボロボロ等を導入する経費を補助</li> <li>児童養護施設等に対するマスクや消毒液等の購入に要する経費を補助</li> <li>児童養護施設等における個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助</li> <li>感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助</li> <li>高齢者や障がい者サービスを提供する事業者の衛生用品確保費用を助成(20万円/月/所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス等事業所における在宅就労導入支援</li> <li>タブレット端末等の導入補助(令和2年度も実施)</li> <li>障害者支援施設に対して、バザーの開催のためのバザーの開催</li> <li>障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の管付原資の追加助成</li> <li>収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付・公立高等学校等授業料の減免・奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施</li> <li>宿泊施設障害者受入施設支援事業</li> <li>特定警戒都道府県からやむなく帰省せざるを得ない県出身者の一定期間滞在宿泊施設の確保</li> <li>県営住宅入居者の家賃減額・県営住宅の空き室提供、市営住宅の家賃減額支援</li> <li>住居確保給付金の支給</li> <li>保育や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣</li> <li>ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援を受けける寄り添い支援</li> <li>と、SNSを活用しひとり親家庭の子どもの相談と、ひとり親家庭に対するSNS相談体制の整備</li> <li>ひとり親家庭に対するSNS相談体制の整備</li> <li>ひとり親家庭に対するオンライン学習支援の実施</li> </ul>
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者サービスを提供する事業者の衛生用品確保費用を助成(20万円/月/所)</li> <li>高齢者・障害者施設におけるリモート面会の必要機器購入費補助(上限5万円/補助率1/2)</li> <li>施設等サービス提供に障がいが生じた場合、他の施設等から応援職員派遣に伴う人件費等について補助</li> <li>つなぐ「マスク」プロジェクトの実施</li> <li>マスクの寄付を募り、必要としている施設に配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者・障害者施設におけるリモート面会の必要機器購入費補助(上限5万円/補助率1/2)(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の管付原資の追加助成</li> <li>収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付・公立高等学校等授業料の減免・奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施</li> <li>宿泊施設障害者受入施設支援事業</li> <li>特定警戒都道府県からやむなく帰省せざるを得ない県出身者の一定期間滞在宿泊施設の確保</li> <li>県営住宅入居者の家賃減額・県営住宅の空き室提供、市営住宅の家賃減額支援</li> <li>住居確保給付金の支給</li> <li>保育や放課後児童クラブ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣</li> <li>ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援を受けける寄り添い支援</li> <li>と、SNSを活用しひとり親家庭の子どもの相談と、ひとり親家庭に対するSNS相談体制の整備</li> <li>ひとり親家庭に対するSNS相談体制の整備</li> <li>ひとり親家庭に対するオンライン学習支援の実施</li> </ul>



4 収束後の地域活性化対策

※今回追加

団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化・基盤整備	(3) 文化・芸術・スポーツ等
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光関連産業、物産事業者等に対する支援</li> <li>県内観光施設等で使用できるクーポンガイドブック付きの旅プランを作成・販売</li> <li>国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る補助金を活用する事業者等に対して上乗せ助成を実施</li> <li>平日宿泊補助の拡充を通じた観光閑期の稼働率の向上、観光需要の平準化</li> <li>観光需要の平準化に向けた「ピワイチ」</li> <li>レンタサイクルプラズ」の体験機会の拡大および周遊を通じた消費の拡大</li> <li>「ピワイチ」の補助を通じた「ピワイチ」</li> <li>観光バス等の団体旅行の拡大</li> <li>観光バスを拡大した自転車を利用する場合のレンタサイクル料金への補助</li> <li>観光バスを活用した団体旅行の支援</li> <li>県内観光バスを活用し、かつ遊覧船等の観光交通手段を組み込んだ団体旅行プランの作成・販売</li> <li>外食産業におけるインバウンド需要回復に向けた衛生管理の徹底・改善等の取組支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業に対する支援</li> <li>サブライチチェーン再構築等の支援</li> <li>海外への販路拡大に向けた取組支援</li> <li>社会変革や感染症対策に資する新技術・新製品開発の支援</li> <li>抗菌殺菌材料の開発支援</li> <li>感染症対策に不可欠な機能を付与した工業用樹脂材料の開発支援</li> <li>衛生関連製品や衛生医療素材の開発支援</li> <li>製造現場の自動化支援</li> <li>下請企業のオンライン商談会開催支援</li> <li>工場産品の生地をマスク配布プロジェクト</li> <li>事業者等へ配布（マスク配布プロジェクト）</li> <li>VRやARを活用したネット通販等への取組強化を図るため、製品等の3Dデータ作成技術の支援</li> <li>地酒の数値データを収集・分析し、特徴を見える化する</li> <li>地場産品組合が導入する設備費用に対する支援</li> <li>県内宿泊事業者の伝統的工芸品等購入費用を補助</li> <li>県内消費拡大に向けたタキヤージュシユレス化の推進</li> <li>国の活用消費活性化策に県独自の「ピワイチ」を上乗せ</li> <li>輸出先の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の支援</li> <li>コロナによる消費者の食に関する志向の変化を調査し、滋賀の食材を総合的に発信するポータルサイトを改修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市WITHコロナ・POSTコロナ戦略検討</li> <li>部局横断的な体制の下、WITHコロナ社会・POSTコロナ社会を見据えた戦略を策定</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>WITHコロナ社会京都観光発信事業</li> <li>WITHコロナ社会に対応した、安心・安全な京都観光をPRする動画作成</li> <li>「もうひとつの京都」観光誘客事業</li> <li>「もうひとつの京都」観光誘客に対する特典付与キャンペーン等</li> <li>京都観光バス利用促進事業</li> <li>お都自自動車の利用促進</li> <li>お都自自動車の発行を支援し、公共交通機関を利用した市内観光を促進</li> <li>「もうひとつの京都」魅力発信プロジェクト事業</li> <li>車両や路線バスに「もうひとつの京都」観光発信を推進する</li> <li>観光バスに「もうひとつの京都」観光発信を推進する</li> <li>新しい観光資源開発事業</li> <li>WITHコロナ社会に向けた観光コンテンツの早期準備のため、民間事業者からのアイデアを募集</li> <li>ナイツーツリーズム促進事業</li> <li>文化財を活用したタピオップなどのコンテンツを充実</li> <li>観光事業者等緊急対応支援事業</li> <li>府内周遊の旅行商品造成に対する補助</li> <li>観光による府内消費の喚起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賑わいの回復の取組みを実施する府内商店街街を支援</li> <li>宿泊施設等が実施する新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪スポーツ元氣プロジェクト事業」の実施</li> <li>大阪のプロスポーツ等のプロモーションと府民がスポーツに触れる機会の提供を実施</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪の人・関西の人らしい」キャンペーンの実施</li> <li>府内観光関連事業者への支援として、府内宿泊施設が提供する対象プランを利用した「ピワイチ」をPRする</li> <li>「大阪文化芸術創出・おのおお」キャンペーンの実施</li> <li>音楽、伝統芸能等の文化魅力のPRイベントを実施</li> <li>Welcome to Hyogo キャンペーンの実施</li> <li>国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した県独自サービスの情報発信</li> <li>おみやげ購入券付き地域特産品の販売</li> <li>県内温泉地等宿泊者におみやげ購入券の進呈</li> <li>旅行エッセンスに向けたプラットフォーム</li> <li>国内路線就航都市でのひょうご安全宣言PR</li> <li>おひょうご五国交流・スグアの造成支援</li> <li>おひょうご五国交流・スグアの造成支援</li> <li>県民交流バス事業における座席間隔離保に伴う助成準備拡充</li> <li>「ひょうごステイ」に対応した安心旅の推進</li> <li>宿泊施設における感染防止設備整備助成、感染症対策PR</li> <li>外食・観光需要回復への支援</li> <li>観光拠点整備への支援</li> <li>少雪の影響を受けた地域への誘客促進</li> <li>「フュージョン」の実施、スキー場設備整備、合宿誘致支援等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大阪スポーツ元氣プロジェクト事業」の実施</li> <li>大阪のプロスポーツ等のプロモーションと府民がスポーツに触れる機会の提供を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内芸術家による無料コンサート等の実施支援</li> <li>東城文化団体が市町ホール等で実施する芸術文化事業等の支援</li> <li>県立美術館・博物館「ミュージアムアップ」の実施</li> <li>芸術文化活動再開に向けた施設使用料支援</li> <li>芸術文化活動鑑賞・体験機会創出のための動画配信事業の支援</li> <li>第10回神戸マラソン延期に伴う「イベント」の開催</li> <li>「ひょうごステイ」の推進活動助成</li> <li>ポストコロナ社会の新たな生活スタイルの調査・研究</li> <li>神戸ルミナリエ20周年記念花みどりフェスティバル開催</li> <li>淡路花博20周年記念花みどりフェスティバル開催</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内宿泊事業者が設定した宿泊プラン等に対する県民限定割引クーポンを発行</li> <li>新たなニーズに対応した旅行コンテンツの開発や動画を制作し、観光地としての魅力を発信</li> <li>県内周遊観光を促進するため、奥大和地域における歴史、自然環境等をテーマとしたアーティスティックな観光コースの開発</li> <li>オンライン等による奥大和地域の魅力発信</li> <li>観光関連施設での感染防止対策や受入環境整備、観光地としての魅力向上への取組を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街お買い物券・ポイント事業の実施</li> <li>県産ブランド牛肉消費促進プロジェクトの実施</li> <li>県産農産物の販売促進プロジェクトの実施</li> <li>農業大学校にICT対応設備や農機具を導入</li> <li>「ポストコロナ社会」に向けた先端技術研究支援</li> <li>「ナガラチ」強化・再構築に向けた新規産業立地促進補助の拡充</li> <li>スマート兵庫基盤の整備</li> <li>「テレワーク環境の整備」兵庫情報ハブの増強、ローカル5G導入支援、5G等を活用した実証実験</li> <li>輸出食品製造事業者向け設備導入、衛生管理強化支援</li> <li>県内産業の持続的発展に向けた事業の実施</li> <li>「ポストコロナ・スマート」支援事業の実施 0000000</li> <li>情報通信インフラ基盤の整備促進（学校の回線接続機器の改修等）</li> <li>「ポストコロナ社会」の実現に向けた地域デジタル事業の実施</li> <li>「ひょうご」で暮らす！体験キャンペーン事業の実施（宿泊費助成、wi-fi環境整備）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村が行う商品券等発行事業に対し上乗せ支援</li> <li>市町村との連携・協働による社会活動正常化や経済生活活性化を推進するための市町村が実施する健康な生活の維持、消費喚起等の取組に対し補助</li> <li>飲食事業者による「テイクアウト」等の導入に対し補助</li> <li>消費が低迷している県産牛肉等の消費促進を図るため、県内中小学校・特別支援学校等へ県産牛肉等を提供、県内小中学校へ補助</li> <li>輸入農産物を国内に切り替え、県内への継続的・安定的な供給確保のための施設整備等へ補助</li> <li>県内からの輸出を回復するため、農作物や食品の輸出を行う食品等製造事業者の施設整備等へ補助</li> <li>減少した農産業者の売上を回復させるため、インターネット販路拡大による安定的な経営を図るため、インターネット販路の導入に向けた研修会を開催</li> <li>県内中小企業等の新事業の創出や新業態への転換等の「新しい生活様式」に対応する取組へ補助</li> <li>中小企業等が行う新型コロナウイルス感染症対策や売上減少回復に向けた取組促進の包括的支援</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を分析し、本県の実情に合わせた経済の再活性化と「新しい生活様式」の実践に対する取組を併せて調査し、県民の新しい働き方の検討</li> <li>府内での新しい働き方の検討</li> <li>専門家等新型コロナウイルス感染症対策として実施している好事例の調査</li> <li>専門家の意見聴取</li> <li>海外から国内へ生産拠点を回帰する企業や新しい生活様式に対応した企業の本県への誘致と支援策の検討</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業への調査</li> <li>専門家を交えた検討会の開催</li> <li>減収となつていている就労継続支援事業所の再起に必要な固定経費等へ補助</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内宿泊事業者が設定した宿泊プラン等に対する県民限定割引クーポンを発行</li> <li>新たなニーズに対応した旅行コンテンツの開発や動画を制作し、観光地としての魅力を発信</li> <li>県内周遊観光を促進するため、奥大和地域における歴史、自然環境等をテーマとしたアーティスティックな観光コースの開発</li> <li>オンライン等による奥大和地域の魅力発信</li> <li>観光関連施設での感染防止対策や受入環境整備、観光地としての魅力向上への取組を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合型地域スポーツクラブが開催する住民参加のレクリエーション等の費用に対し補助</li> <li>サイクリング」による運動機会を推奨するとともに、奈良の魅力を発信するため、サイクリングコースの動画を作成・配信</li> <li>奈良マラソン2020中止に伴う代替イベントの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合型地域スポーツクラブが開催する住民参加のレクリエーション等の費用に対し補助</li> <li>サイクリング」による運動機会を推奨するとともに、奈良の魅力を発信するため、サイクリングコースの動画を作成・配信</li> <li>奈良マラソン2020中止に伴う代替イベントの開催</li> </ul>



団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化・基盤整備	(3) 文化・芸術・スポーツ
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民の県内周遊・宿泊等による観光需要の喚起</li> <li>○わかやまやまっしゅぶる販売の実施</li> <li>○国の緊急経済対策「GoTo Travel」等と連動した本県独自の誘客キャンペーンを展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県産農産物等のeコマースを活用した販売支援</li> <li>○ホテル・旅館・レストラン・カフェ・バー・ショップの営業再開を支援</li> <li>○「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信</li> <li>○輸出先国のマーケットニーズの変化や食品衛生等の規制に対応するため、食品製造事業者等が行う施設の整備等を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※県立近代美術館、県立博物館において関西文化の日に伴い、ナイトミュージアム（夜間開館）とライヴアクトを実施</li> </ul>
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民みんながお出かけ！徳島の魅力再発見事業</li> <li>○「とくしま応援割」</li> <li>○県民が県内の「登録宿泊施設」で宿泊する場合に宿泊料を割引（上限5千円/人泊）</li> <li>○「とくしま再発見ツアー」の造成支援</li> <li>○県内旅行会社による県内交通機関と宿泊を組み合わせたツアー造成を助成（宿泊料・交通費の1/2助成）</li> <li>○徳島で待てるケン（券）の発行</li> <li>○「GoTo Travel」による県内宿泊施設の利用者に、お土産購入、観光施設利用等に使用できる5千円割引クーポンを提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○WITH-COVID「新生活様式」導入応援助成金</li> <li>○「業種ごと」の感染拡大予防ガイドラインに沿った事業者の「新しい生活様式」への対応を支援するため、助成率10/10、3つのメニューにより、20万円、50万円、100万円を上限に助成</li> <li>○スタートアップ先取り！事業者応援事業</li> <li>○中小・小規模事業者の再起・躍進に向け、事業者間の連携や支援機関の協力のもと、「スタートアップ」の実現に向けた企画事業を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合型地域スポーツクラブ活動再開支援事業</li> <li>○新型コロナウイルス感染症に伴い、活動の休止を余儀なくされた「総合型地域スポーツクラブ」の活動再開を支援するため、「感染防止対策マニュアル」の実践や「感染対策室」の環境整備等を推進</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県民を対象とした県内観光の推進（#We love 鳥取 キャンペーン（6/16～7/12など））</li> <li>○OTAを活用した宿泊割引クーポンの提供</li> <li>○国の「GoTo Travel キャンペーン」の開催に合わせた本県独自の誘客キャンペーンの実施（釧路ドライブウエールキャンペーン、マイカー周遊ドライブキャンペーン等）</li> <li>○地元の入体整備や旅行商品造成に向けた取組を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内事業者に対する経済支援の一環として、首都圏アンテナショップにおいて消費を喚起するキャンペーンを実施</li> <li>○国の「GoTo キャンペーン」の開催に合わせて、県内でのキャンペーンの実施や首都圏、関西圏等での鳥取フェアを開催</li> <li>○商店街等のにぎわいを取り戻すため、県民や県内事業者が行う集客促進、需要喚起につながるイベントやキャンペーンについて助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形態での文化芸術活動を支援（再掲）</li> <li>○イベント・スポーツ大会等の新型コロナウイルス感染症予防対策を支援</li> </ul>
京都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費喚起に向けた販売促進支援</li> <li>○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援</li> <li>○衛生対策等の徹底による安心・安全の確保と地域との調和の実現に向けた「新しい観光スタイル」の推進</li> <li>○ウィズコロナ社会に対応した安心・安全の確保等による修学旅行の中止等回避対策</li> <li>○国際会議施設等における安心・安全なMICEの開催推進・支援</li> <li>○市民による京都の魅力再発見</li> <li>○市民による飲食店・宿泊施設利用を促し、需要を喚起するとともに市内事業者の支援につなげる。</li> <li>※宿泊観光の促進による地域経済活性化</li> <li>・平日の宿泊観光を促進するためのキャンペーンを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費喚起に向けた販売促進支援</li> <li>○商店街が実施するセルや集客イベント等の取組支援</li> <li>○「新しい生活スタイル」対応のための衛生対策等支援</li> <li>○補助率2/3・上限額10万円（店舗・事業所単位）</li> <li>※喚気・加温等対策補助金～新しい生活スタイル対応のための感染症対策～</li> <li>○地域公共交通における感染拡大防止・運行維持確保緊急対策事業</li> <li>○業界等が一体となった活性化支援事業（業種別団体等活性化支援事業補助金）</li> <li>・業種別団体→補助率4/5・上限額100万円</li> <li>→補助率2/3・上限額500万円</li> <li>・業種別団体に属する中小企業等（3者以上）</li> <li>→補助率4/5・上限額40万円</li> <li>○伝統文化との融合等による花需要等の喚起支援</li> <li>○中小企業等IT活用支援事業</li> <li>○地域企業未来力会議によるウィズコロナ課題解決事業</li> <li>○スタートアップによる新型コロナ課題解決事業</li> <li>補助率4/5・上限額100万円</li> <li>○宅配・デリバリーの利用等に係るプラットフォーム削減の推進</li> <li>○MICE開催支援事業</li> <li>・インフラ・観光施設基本使用料半額を実施</li> <li>○沿道飲食店等の路上利用の支援</li> <li>○飲食店が「三密」回避のためにテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設施設を路上に設置する場合は道の路占用許可基準を緩和</li> <li>○国の「Go To 商店街」事業へ参加する市内商店街への専門家派遣</li> <li>○国の「Go To 商店街」事業へ参加するなど活性化に取組み市内商店街等の総合プロモーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲）</li> <li>○伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援</li> <li>○京都市文化芸術総支援助成金（再掲）</li> <li>・京現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施</li> <li>○感染拡大防止と文化芸術活動の両立支援補助金（再掲）</li> <li>・施設使用料等補助</li> <li>・適切な感染防止対策を講じながら実施する文化芸術活動に伴う施設使用料及び付帯設備使用料の半額を補助</li> <li>・感染拡大防止等経費補助</li> <li>・実演芸術や映画撮影など、複数の者で製作する文化芸術活動に対して、業種別ガイドライン等に基づき感染拡大防止等経費を補助</li> <li>○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業</li> <li>○進捗モニタリング</li> <li>○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業</li> </ul>
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「大阪の人・関西の人いらっしやい！」キャンペーンの実施</li> <li>○府内観光関連事業者への支援として、府内宿泊施設が提供する対象プランを利用した方に、キャンペーンステンプを還元する事業を府市及び大阪観光局で実施</li> <li>○大阪・暁・プロジェクト</li> <li>○人々の動きを活性化し、賑わいを創出するプロジェクトを通じて、市民生活や企業・団体活動の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費喚起に向けた販売促進支援</li> <li>○「新しい生活スタイル」対応のための衛生対策等支援</li> <li>○補助率2/3・上限額10万円（店舗・事業所単位）</li> <li>※喚気・加温等対策補助金～新しい生活スタイル対応のための感染症対策～</li> <li>○地域公共交通における感染拡大防止・運行維持確保緊急対策事業</li> <li>○業界等が一体となった活性化支援事業（業種別団体等活性化支援事業補助金）</li> <li>・業種別団体→補助率4/5・上限額100万円</li> <li>→補助率2/3・上限額500万円</li> <li>・業種別団体に属する中小企業等（3者以上）</li> <li>→補助率4/5・上限額40万円</li> <li>○伝統文化との融合等による花需要等の喚起支援</li> <li>○中小企業等IT活用支援事業</li> <li>○地域企業未来力会議によるウィズコロナ課題解決事業</li> <li>○スタートアップによる新型コロナ課題解決事業</li> <li>補助率4/5・上限額100万円</li> <li>○宅配・デリバリーの利用等に係るプラットフォーム削減の推進</li> <li>○MICE開催支援事業</li> <li>・インフラ・観光施設基本使用料半額を実施</li> <li>○沿道飲食店等の路上利用の支援</li> <li>○飲食店が「三密」回避のためにテイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設施設を路上に設置する場合は道の路占用許可基準を緩和</li> <li>○国の「Go To 商店街」事業へ参加する市内商店街への専門家派遣</li> <li>○国の「Go To 商店街」事業へ参加するなど活性化に取組み市内商店街等の総合プロモーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芸術・文化団体サポート事業</li> <li>・ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進</li> <li>○大阪市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成</li> <li>○大阪市芸術活動振興事業助成金の拡充</li> <li>・令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充</li> <li>○芸術創造館ショーケース事業</li> <li>・アーティストに対する活動再開支援</li> <li>○本市施設利用料金の減免</li> <li>・新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免</li> <li>○文化施設・スポーツ施設における感染症対策機器導入等</li> <li>・人の体温測定を前提としたサーモメータ、モニタリング等の設置</li> <li>○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施</li> <li>※自粛生活を続けていた高齢者の状況を知り、ICT技術を活用した「デジタルフレイル予防」のモデル事業の実施により、健康やかに過ごすためのポイントや工夫について検証「ウィズコロナ「フレイル予防」検証事業」の実施</li> <li>※「加齢性難聴」の方でも聞きとりやすいスピーカーであるロボットの技術対話型支援機器を活用し、密を避け、飛沫を抑えるための「聴こえ」に関する実証プロジェクトの実施。</li> <li>※高齢者等を対象とする介護予防教室等で、非接触での身体機能の状況を把握する実証プロジェクト</li> </ul>
堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○AR、VR等の技術を活用した歴史などの情報発信</li> <li>○市民向けの特典付観光キャンペーン「堺の魅力再発見キャンペーン」の実施</li> <li>○フリーランスのクリエイターと連携した観光PR動画の作成</li> <li>○泉州13市町周遊スタンプラリーの実施</li> <li>○泉州地域への誘客と周遊（13市町）を目的にKIX泉州ソートラフィックセンターで実施</li> <li>○スマートアズムンから楽しめるデジタルスタンプラリー「堺ええとこスタンプラリー」を実施。堺観光コンベンション協会が実施</li> <li>※大阪府新型コロナウイルス対策が赤色になったことに伴い、「堺の魅力再発見キャンペーン」のほか、スクワラーなどの事業を一時休止または中止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の飲食施設、宿泊施設などの利用者に対するポイント付与</li> <li>○新しい生活様式表現に資するビジネスコンテントを実施</li> <li>○市内在住の満65歳以上の方がおでかけ応援カードを使用することにより路線バスや阪堺電車を1乗車100円で利用できる「おでかけ応援制度」の無料化を10月1日～12月31日の期間限定で実施</li> <li>○泉北ニュータウン地域での移動販売車やキッチンカー出店による買い食い物飲食サービス提供支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芸術・文化団体サポート事業</li> <li>・ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進</li> <li>○大阪市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成</li> <li>○大阪市芸術活動振興事業助成金の拡充</li> <li>・令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充</li> <li>○芸術創造館ショーケース事業</li> <li>・アーティストに対する活動再開支援</li> <li>○本市施設利用料金の減免</li> <li>・新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免</li> <li>○文化施設・スポーツ施設における感染症対策機器導入等</li> <li>・人の体温測定を前提としたサーモメータ、モニタリング等の設置</li> <li>○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施</li> <li>※自粛生活を続けていた高齢者の状況を知り、ICT技術を活用した「デジタルフレイル予防」のモデル事業の実施により、健康やかに過ごすためのポイントや工夫について検証「ウィズコロナ「フレイル予防」検証事業」の実施</li> <li>※「加齢性難聴」の方でも聞きとりやすいスピーカーであるロボットの技術対話型支援機器を活用し、密を避け、飛沫を抑えるための「聴こえ」に関する実証プロジェクトの実施。</li> <li>※高齢者等を対象とする介護予防教室等で、非接触での身体機能の状況を把握する実証プロジェクト</li> </ul>
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○神戸観光局公式Instagramでのハッシュタグキャンペーン</li> <li>・神戸でも海外気分を味わえるスポットを紹介したWEBサイト「神戸で海外旅行」を開設。おすすめ観光資源の投稿を募集</li> <li>○主要駅でのデジタルサインの掲出</li> <li>・デジタルサインを活用し、「神戸で海外旅行」キャンペーンとあわせておすすめ観光スポットを紹介</li> <li>○Kobe観光スタート</li> <li>・市内の主な観光施設を周遊可能なチケットの発行</li> <li>○近場観光推進のため、市民を対象としたプレミアム付宿泊クーポンの抽選販売を実施</li> <li>○「（仮称）六甲・有馬アート・プロジェクト」や芸妓を活用して有馬温泉の魅力発信などを展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援（補助上限：100万円、補助率3/4）</li> <li>○オンラインストアへの新規出店支援による販路拡大（新規出店支援 補助上限：30万円/年、補助率1/2等）</li> <li>○商店街・小売市場お買い物券事業（再掲）</li> <li>・プレミアム付きお買い物券発行による商店街等の消費喚起（県市協賛）及び地域経済の活性化</li> <li>○神戸の自然環境を活かした地域の活性化</li> <li>・六甲山上アートプロジェクト</li> <li>・神戸 里山・農村地域活性化ビジョン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こうべ文化芸術スポーツ活動応援事業（再掲）</li> <li>・アートフェスティバルやライブハウス等の新たな取り組みに係る経費を補助（上限10万円/人、上限75万円/施設）</li> <li>・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助（上限50万円/日・施設、補助率1/2、県市協賛）</li> <li>・神戸山田自転車道でのシェアサイクル事業の実施</li> <li>・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施</li> <li>○with コロナ時代における野外活動の推進（再掲）</li> <li>・ハイキング道・市民公園等の整備</li> <li>・子どもたちの野外活動を支援するため、自然の家等の通信環境を再整備</li> <li>・プロスポーツを直接見る機会が制限されている子どもたちに対し、トップスポーツチーム所属選手がレジェンズ動画を配信</li> </ul>





## 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和2年12月19日

広域医療局

## 1. 診療・検査医療機関等設置状況

(12月15日現在)

府県市名	診療・検査医療機関	地域外来・検査センター
滋賀県	497	9
京都府	532	5
大阪府	1,206	61
兵庫県	973	7
和歌山県	324	2
鳥取県	298	3
徳島県	307	4
京都市	※京都府に含まれる	-
大阪市	(453)	-
堺市	(89)	(5)
神戸市	(220)	(1)
計	4,137	91

(参考)

奈良県	170	8
-----	-----	---

## 2. 検査(分析)の状況

(12月15日現在)

(件/日)

府県市名	PCR検査	抗原検査(定量・定性)	合計	備考
滋賀県	2,267	1,198	3,465	
京都府	4,500	5,400	9,900	
大阪府	9,512	12,788	22,300	
兵庫県	2,921	16,007	18,928	
和歌山県	3,318	490	3,808	
鳥取県	660	3,840	4,500	
徳島県	3,260	2,280	5,540	
京都市	※京都府に含まれる	-	-	
大阪市	(2,330)	(0)	(2,330)	民間医療機関の件数は含まない
堺市	(975)	(325)	(1,300)	
神戸市	(482)	0	(482)	民間医療機関の件数は含まない
計	26,438	42,003	68,441	

(参考)

奈良県	1,500	4,400	5,900	
-----	-------	-------	-------	--

※地方衛生研究所・保健所、民間検査機関、大学、医療機関等における最大限稼働した場合の検査数

## 3. 検査需要の見通し

(件/日) (12月15日現在)

府県市名	新型コロナウイルス感染症固有の検査需要	インフルエンザの流行に伴う発熱患者等の検査需要	合計
滋賀県	720	2,670	3,390
京都府	2,000	7,500	9,500
大阪府	6,300	16,000	22,300
兵庫県	2,550	8,600	11,150
和歌山県	650	2,750	3,400
鳥取県	500	2,300	2,800
徳島県	500	3,000	3,500
計	13,220	42,820	56,040
奈良県	450	4,550	5,000

## 4. 検査実績(人数) [参考]

(人)

府県市名	12月7日(月)	8日(火)	9日(水)	10日(木)	11日(金)	12日(土)	13日(日)	14日(月)
滋賀県	389	318	329	389	367	99	88	291
京都府・京都市	560	1,095	977	931	826	731	386	832
大阪府(堺市除く)	2,789	3,783	4,915	4,853	4,771	4,160	2,486	3,322
兵庫県(神戸市含)	1,193	1,286	1,335	1,397	1,738	1,540	1,185	1,189
和歌山県	77	118	129	152	112	151	94	207
鳥取県	64	95	68	18	4	6	17	40
徳島県	11	21	75	11	7	5	11	11
京都市	※京都府に含まれる		-	-	-	-	-	-
大阪市	※大阪府に含まれる		-	-	-	-	-	-
堺市	161	112	299	189	207	291	292	280
神戸市	677	570	集計中					
計	5,244	6,828	8,127	7,940	8,032	6,983	4,559	6,172
奈良県	462	460	434	503	572	226	259	100

※地方衛生研究所・保健所が行うPCR検査のうち行政検査

## 5. 入院可能病院数等

(12月15日現在)

府県名	入院可能病院数(機関)	うち感染症指定医療機関(機関)	受入可能病床数計(床)	うち感染症病床数(床)
滋賀県	16	7	213	34
京都府	32	7	680	38
大阪府	70	6	1,469	78
兵庫県	50	9	671	54
和歌山県	20	7	230	32
鳥取県	17	4	313	12
徳島県	12	4	200	20
計	217	44	3,776	268

(参考)

奈良県	11	5	467	24
-----	----	---	-----	----

## 6. 都道府県調整本部の設置

(12月15日現在)

府県市名	設置日	名称	体制
	構成員人数・職種		統括DMATの人数
滋賀県	R2.4.8	滋賀県COVID-19災害コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	センター長：県健康医療福祉部理事 災害コーディネーター（統括DMAT含む）32名、行政職員10名		6名
京都府	R2.3.27	京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	患者搬送コーディネーター：京都府保健医療対策監 統括DMAT、感染症指定等医療機関、行政職員		1名前後/日
大阪府	R2.4.1	大阪府新型コロナウイルス調整本部（大阪府入院フォローアップセンター）	24時間体制（一部オンコール）
	本部長（センター長）：医療監、他部内職員で構成		災害医療コーディネーター2名（内、統括DMAT 1名）
兵庫県	R2.3.19	新型コロナウイルス入院コーディネートセンター	24時間体制（一部オンコール）
	新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置（看護師・事務職員等）		災害医療コーディネーター1名
和歌山県	R2.2.14	和歌山県入退院調整本部	
	福祉保健部技監（医師）、感染症指定医療機関医師、各保健所長 感染症担当課職員、医療担当課職員		
鳥取県	R2.3.23	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター	保健医療圏を超える入院調整が必要となった段階から対応
	センター長：県福祉保健部健康医療局長 参与：感染症専門医師3名（各医療圏）		4名
徳島県	R2.4.1	徳島県新型コロナウイルス感染症入院調整本部	24時間体制（一部オンコール）
	本部長：保健福祉部副部長（医師） 本部長（搬送調整Co.）：県医師会及び県内医療機関の医師7名		5名

(参考)

奈良県	R2.4.24	奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部入退院調整班	24時間体制（特に調整困難な場合に対応）
	班長：医療政策局長（医師）、副班長：健康推進課参事（医師）、看護師1名、行政職員4名		1名

※R2.3.26厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づく都道府県調整本部

## 7. 医療機関以外の受入体制

(12月15日現在)

府県市名	施設数	室数	確保・受入状況
滋賀県	2	271	県内のホテルを確保し軽症者等を受け入れ実施中
京都府	2	338	府内のホテルを確保
大阪府	7	2,019	ホテル7施設2,019室
兵庫県	7	988	県内の民間宿泊施設を確保
和歌山県	1	137	県内のホテルを確保
鳥取県	3	340	県内の民間ホテルを確保
徳島県	1	150	県内のホテルを確保 そのほか旅館、リヤウイワを活用する方向で調整中
計	23	4,243	

(参考)

奈良県	1	108	県内のホテル（108室）を確保
-----	---	-----	-----------------

## 8. 受診・相談センターの設置状況

(12月15日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁専用ダイヤル ・大津市保健所 (土日祝日を含む24時間対応)
京都府	1	・専用ダイヤル(京都府・京都市共通で設置) (土日祝日を含む24時間対応)
大阪府	16	・9保健所、中核市7保健所 (土日祝日を含む24時間対応)
兵庫県	17	・12保健所(平日9時～17時30分) 中核市4保健所 ・県庁専用ダイヤル(24時間対応)
和歌山県	9	・8保健所(支所含む) ・和歌山市保健所(平日9:00～17:45)
鳥取県	4	・鳥取県看護協会(土日祝日を含む9時～17時15分) ・2保健所、鳥取市1保健所(上記以外の時間)
徳島県	1	・専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応) (6保健所でも対応)
京都市	※	※専用ダイヤル(京都府・京都市共通で設置) (土日祝日を含む24時間対応)
大阪市	1	・1保健所(土日祝日を含む24時間対応)
堺市	1	・1保健所(土日祝日を含む24時間対応)
神戸市	1	・1保健所(土日祝日を含む24時間対応)
計	53	

(参考)

奈良県	6	・県庁(土日祝日を含む24時間対応) ・4保健所、奈良市保健所(平日8時30分～17時15分)
-----	---	--

## 9. 一般相談窓口の設置状況

(12月15日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・県庁専用ダイヤル(平日・土日祝8時30分～17時15分) ・大津市保健所(平日9時～17時)
京都府	1	・専用ダイヤル(京都府・京都市共通で設置) (土日祝日を含む24時間対応)
大阪府	1	・府庁(9時～18時(土日祝日を含む))
兵庫県	5	・県庁専用ダイヤル(24時間対応) ・中核市4保健所
和歌山県	2	・県庁(土日祝日を含む24時間対応) ・和歌山市保健所(平日9時～17時45分)
鳥取県	1	・県庁(平日8時30分～17時15分)
徳島県	1	・県庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)
京都市	※	※専用ダイヤル(京都府・京都市共通で設置) (土日祝日を含む24時間対応)
大阪市	25	・大阪市保健所(平日9時～17時30分) ・24区保健福祉センター(平日9時～17時30分)
堺市	1	・本庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)
神戸市	1	・本庁専用ダイヤル(土日祝日を含む24時間対応)
計	40	

(参考)

奈良県	6	・県庁(土日祝日を含む8時30分～17時15分) ・4保健所、奈良市保健所(平日8時30分～17時15分)
-----	---	--

令和2年12月19日  
広域医療局

## 大阪府への看護師派遣等について

### 1 看護師派遣

大阪府からの関西広域連合及び全国知事会への看護師派遣要請に基づき、構成府県から次のとおり派遣済み又は派遣予定。

- (1) 派遣予定数 6府県17名（※奈良県含む）  
（全国知事会での総派遣予定数 13府県27名）
- (2) 派遣元府県 滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県
- (3) 業務内容 「大阪コロナ重症センター」における新型コロナウイルス感染症患者の看護業務
- (4) 勤務開始 令和2年12月16日（水）から順次開始

### 2 保健師等派遣

厚生労働省の調整により、大阪府に対し保健師・薬剤師等を次のとおり派遣済み又は派遣予定。

- (1) 派遣予定数 3府県7名（全国知事会での総派遣数 9府県21名）
- (2) 派遣元府県 京都府、鳥取県、徳島県
- (3) 業務内容 大阪市保健所における積極的疫学調査等
- (4) 勤務開始 令和2年12月7日（月）から順次開始



# 全国知事会緊急提言等

## ●提言活動のうち知事会長によるもの

(11/20 政府主催・全国知事会議)【資料なし】

(11/23 第13回 新型コロナウイルス緊急対策本部)

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言
- ② 新型コロナ「第3波」警戒宣言！

(11/24 西村 新型コロナ担当大臣 意見交換)

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言（再掲）
- ② 新型コロナ「第3波」警戒宣言！（再掲）

(12/14 国と地方の協議の場（令和2年度第3回）)

- ③ 令和3年度予算編成及び地方財政対策について（抜粋）

(12/14 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部を受けて)

- ④ 政府の新型コロナウイルス感染症対策について

(12/15 国の第3次補正予算案の決定を受けて)

- ⑤ 国の第3次補正予算案の決定を受けて

(12/16 西村大臣・赤羽大臣のG○T○事業見直し表明を受けて)

- ⑥ 西村大臣・赤羽大臣のG○T○事業見直し表明について

(12/18 西村 新型コロナ担当大臣 意見交換)【資料なし】





## 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた緊急提言

現在、全国各地で新型コロナウイルス感染症が再び拡大し、7～8月の感染の波を超える新規感染者数が発生する状況になるなど、「第3波」とも言える様相を呈している。我々47人の知事は、国民・政府とともに、何としても爆発的な感染拡大を防ぐよう全力を尽くす所存である。

ついては、政府におかれても、下記の項目について迅速に対処されるよう提言する。

### 1 GoToキャンペーン事業について

- GoToキャンペーン事業については、感染拡大防止と社会経済活動の引き上げの両立を図りつつ進められてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症対策分科会からも、感染状況がステージⅢ相当となった場合には対象地域からの除外も検討するよう提言されていることを踏まえ、GoToトラベル事業については、一時停止する地域を限定する選択肢を認めるとともに、出発地の限定も含めて国としての具体的な仕組みを早急に明らかにした上で、国と協力し各都道府県が地域の感染状況をステージⅢ相当と判断した場合には対象地域から除外する等、機動的な対応を行うこと。併せて、事業中止に伴うキャンセル料を国が負担するほか、事業者並びに利用者の混乱回避に向けた対策を講じること。

また、GoToイート事業については、クーポン販売停止やポイントの取扱いのあり方、対象期限などについて国として早急に具体的な取扱いを明示することとし、事業者及び利用者に対し、会食時のマスク着用、手指消毒等、「会食エチケット」の徹底を国においても強力に広報・啓発するとともに、利用人数の制限については、各都道府県において感染状況等の地域の実情に応じて柔軟に適用できるようにすること。

なお、ステージⅢの運用・判断について一層の明確化を図るとともに、国として責任を持って全国を通じたアクセル・ブレーキの切り替えをそれぞれの地域の実情を踏まえて判断し、適切かつ機動的に行うこと。また、対象地域の除外や事業の中止を行った場合は、事業期間の延長等、制度の柔軟な運用を併せて検討すること。

### 2 感染拡大防止に向けた事業者等への協力要請等について

- この度の感染拡大を受けて、政府においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たに「協力要請推進枠」を創設し、感染防止対策に協力する事業者等への「協力金」の支払い等に対し財政支援を行うこととされたところであり、迅速な対応に感謝したい。今後、全国的な感染拡大地域の広がりとともに、当該地域での外出・営業制限の必要性が高まってくると考えられ、協力要請の対象地域の増加も想定されることから、引き続き各都道府県が円滑に感染防止対策を遂行できるよう、必要に応じ予備費を活用する等、切れ目のない財源措置を行うとともに、対象エリアの認定基準の明確化や交付限度額の弾力化、地方負担への財政措置等を検討すること。

また、事業者等への協力要請の実効性を担保するため、営業停止処分や店名公表等、罰則等の関係法への規定について、引き続き検討を進めること。

### **3 今後のコロナウイルス感染症対策について**

- 各地域において感染が拡大している状況を踏まえ、増大する医療・検査を賄うため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の総額を増額するとともに、交付上限額の見直し、手続きの簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への使途拡充、疑い患者受入協力医療機関及び一般の入院受入医療機関の空床確保料の引上げ、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、患者実態を踏まえた見直しを行うこと。

また、臨時の医療施設等の建築に係る建築基準法等の適用除外措置について、緊急事態宣言が発令されていない状況でも活用できるようにするとともに、新型コロナウイルス感染症の治療に必要な病床の確保を図るほか、一般救急医療のひっ迫等の地域の実情に応じて、新型コロナウイルス感染症重点医療機関においても、新型コロナウイルス感染症以外の救急患者についても受け入れることができるよう、十分な医療体制を確保するために国として十分な財源措置を行うこと。

- 実際に発熱患者を受け入れた診療・検査医療機関に対しては、補助金の対象となる基準患者数の拡大、診療報酬上の措置や協力金の支給、新型コロナウイルスの抗原検査キットの安定供給及び个人防护具の支給など受入れ患者数に応じた支援も行うとともに、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」におけるスタッフに対する危険手当の創設や罹患した場合の休業補償、事務職員を含む労災給付上乘せ補償の保険料支援を行うほか、医療・介護従事者に対する慰労金について、対象期間の延長や薬剤師等も含めた支給対象の拡大など、今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。

- 発生状況の分析や国内外の研究成果を活かして、国において感染拡大防止対策を早急に確立するとともに、事業別ガイドラインの見直しなど機動的に有効な対策を展開すること。加えて、感染の拡大に対応できる大都市 I C U拠点の整備等、速やかに対処するとともに、人工呼吸器、ECMO等医療機器を管理する人材の育成等を行うこと。

また、国として、年末年始に向け、人の移動のあり方について検討するほか、若者等を含め実効性のある国民の行動変容を促す呼びかけを精力的に行うこと。

- 新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えるため、インフルエンザワクチンの予防接種が進められているが、一部の医療機関では予約が取りづらい状況が発生していることから、地域ごとの在庫の偏在が生じないよう、国の主導により安定的な供給・流通の実現に向け目処を示すとともに、実効性のある体制を整備すること。

- 徹底的な感染拡大防止のため速やかにPCR検査等が実施できるよう弾力的な行政検査を地域で行うことを支援するとともに、今後増加が見込まれるPCR検査等の需要に対応するため、検査機器の導入や試薬の供給、PCR検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民間検査機関を活用した検査体制の拡充について国として支援を行うとともに、目標とする1日20万件の検査

を確実に実施できるよう、国として責任を持って試薬や検査キット等の安定供給体制を構築すること。併せて、自己採取可能な鼻腔スワブ検体や唾液による検査を進め、簡易検査陽性の場合は、迅速にPCRによる確定検査が行えるよう体制の整備を整え、診療所等でも広く対応可能な検査手法の開発、検証及び普及促進を図ること。

#### **4 医療機関等や福祉施設の経営安定化について**

- 各地域の医療機関は感染拡大防止の最前線で診療・検査に尽力されているが、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れている医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しい状況となっている。地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営及び地域医療提供体制の確保に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡充、国庫補助事業の嵩上げによる事業者負担の軽減、公立・公的病院や大学病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。
- 薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充等を図ること。

#### **5 新型コロナウイルス克服実現に向けて**

- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。併せて、ワクチン接種に向けた体制整備を早急に図るとともに、現場への情報提供を行うこと。また、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。
- クラスタ事例について国・地方の情報共有を図るとともに、看護師やクラスタ専門人材の派遣を国も中心的な役割を担って行うなど、各地のクラスタ発生予防・収束に向けた万全の対策を講じること。

#### **6 水際対策について**

- 感染の再拡大に繋がらないよう入国規制の緩和については慎重に進めるとともに、今後の入国制限緩和の見通しに応じた検査体制の抜本的強化、感染症危険情報レベル2の国からの入国者も含めた外国人の居所に係る情報の都道府県へ提供の徹底、空港等のPCR検査待機・検査場所の確保、検査結果が判明するまでの間の入国者・帰国者全員の留め置き、「COCOA」の利用促進、中長期滞在者の住民票提出推奨等を徹底すること。また、国の責任において十分な入院先や宿泊療養施設を確保するなど、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにし、自治体への速やかな情報提供を行うこと。
- 外国人向けの健康観察等に関し、国においてワンストップ窓口（コールセンター等）を設置するとともに、多言語での情報発信や啓発を実施するほか、外

国人陽性患者等に対するコミュニケーション支援を行うこと。併せて、在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策に関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供も含め、最善の措置を取ること。

## **7 偏見・差別行為・デマ等の排除について**

- 感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、人物の特定などの人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネット監視業務等に対する財政支援を行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

## **8 新型コロナウイルスの影響を被っている経済・雇用への支援について**

- 新型コロナウイルス感染症により大きなダメージを受けた雇用・産業への支援や需用創出・消費喚起対策として、持続化給付金等の再度の支給も含めリーマンショック時を上回る追加の経済対策を講じるとともに、地方自治体が地域の実情に応じた対策に取り組めるよう、予備費の活用や第3次補正も含め「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の増額及び弾力的運用並びに来年度以降の継続を行うこと。特に、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設するとともに、雇用調整助成金等の特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

併せて、緊急特別融資や生活福祉資金貸付制度について、受付期間の延長や後年度の地方負担も含めた確実な財政措置を行うとともに、地域の公共交通の継続的経営に向けた支援等を十分に講ずること。

令和2年11月23日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治
本部員	43都道府県知事		

## 新型コロナ「第3波」警戒宣言！

我が国は、「第2波」を超える新型コロナ感染拡大の波の中にある。我々都道府県知事は連携し、『新型コロナ警戒体制』に入ることとした。

全国各地で生じているクラスターの情報や対策を共有しつつ、積極的疫学調査も含めた効果的な対策を講じることができるよう取り組むとともに、感染が拡大している地域に対して求めに応じた保健師・看護師の応援などの展開を進めることとし、全国知事会における協力体制を拡充強化していく。

また、感染が拡大している地域においては、状況に応じてG o T oキャンペーン事業の制限等について国と連携して機動的に実施するなど、あらゆる手段を尽くし、この難局を乗り越えていく覚悟である。

については、感染拡大の大きな波を乗り越えるため、国民の皆様におかれは、感染拡大防止へ格別のご協力をお願い申し上げます。

### 記

- あなた自身やご家族、大切な人たちを守るため、食事中に会話するときも含めマスクを着用しましょう。
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に注意し、会食時は席の配置を斜め向かいにしたり、少人数・短時間で行うなど、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をしましょう。
- 体調が悪い時は会食、帰省・旅行、出勤など外出を避けましょう。また、年末年始は、人の移動が集中し「密」にならないよう帰省や旅行、初詣の時期を分散しましょう。
- 事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、利用者の皆様は、ガイドライン遵守のステッカー等を掲示しているお店を利用しましょう。
- 感染された方や医療従事者、またその家族などを、思いやり、支えあいの気持ちを持って応援しましょう。

令和2年11月23日

全 国 知 事 会

## 令和3年度予算編成及び地方財政対策について

令和2年12月14日

地方六団体

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響で依然として厳しい状況にあり、今後の地方財政運営は相当厳しいものになることが想定される。

地方はこれまで高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分について、給与関係経費や投資的経費など国を相当に上回る懸命な歳出削減努力により吸収するなどして、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供してきた。

加えてこれからは、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、人口減少の中で地域に雇用を確保し、新しいひとの流れを生み出すことで地方創生を実現するとともに、頻発する大規模な自然災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりや次世代を担う「人づくり」などの本来の課題の解消についても、手を止めることなく進めていく必要がある。

こうした現下の状況を十分に踏まえ、国においては、以下の抜本的な対策を講じられたい。

- 新型コロナウイルス感染症に関する取組
- 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の  
一般財源総額の確保・充実
- 地方創生の推進
- デジタル化の推進
- 防災・減災対策の推進と強靱な国土づくり
- 持続可能な社会保障の基盤づくり
- 次世代を担う「人づくり」
- 地方分権改革の着実な推進

## □ 新型コロナウイルス感染症に関する取組

- 今後の感染拡大に備えた検査体制・医療提供体制の強化や感染防止対策、「新しい生活様式」の普及・実践に向けた対応等に万全を期するとともに、経済・雇用情勢、感染状況等に即して、新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用や第3次補正予算編成を含む追加の経済対策を講じるとともに、令和3年度以降も継続した予算措置を講じるなど、臨機応変に、かつ時機を逸することなく対応し、地域経済と日本経済の力強い再生の実現に向けて、引き続き、地方と心をついに、全力を傾注すること。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、例えば、現時点で既に、全ての都道府県で臨時交付金の活用見込額が交付限度額を超えているなど、大幅な不足が見込まれることから、地方の取組を強力に支援するため、予備費の充当も含め増額を図るとともに、基金への積立要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。
- この度の感染拡大を受けて、国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たに「協力要請推進枠」を創設し、感染防止対策に協力する事業者等への「協力金」の支払等に対し財政支援を行うこととされた。今後、全国的な感染拡大地域の広がりとともに、当該地域での外出・営業制限の必要性が高まってくると考えられ、協力要請の対象地域の増加も想定されることから、引き続き地方が円滑に感染防止対策を遂行できるよう、必要に応じ予備費を活用する等、切れ目のない財源措置を行うとともに、対象エリアの認定基準の明確化や交付限度額の弾力化、地方負担への財政措置等を検討すること。また、事業者等への協力要請の実効性を担保するため、営業停止処分や店名公表等、罰則等の関係法への規定について、引き続き検討を進めること。
- 各地域において感染が拡大している状況を踏まえ、増大する医療・検査を賄うため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の総額を増額するとともに、交付上限額の見直しや手続の簡素化、病院・宿泊療養施設の緊急整備・改修等による患者受入体制整備への使途拡充、一般の入院協力医療機関の空床確保料の引上げ、従来 of 病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用等、実態を踏まえた見直しを行うこと。特に、年度途中における事業費の増大に対応するため、交付金の予算流用が柔軟にできるような事業区分の追加・見直しや事務の簡素化、予算の迅速な追

加交付、さらには予算の繰越処理など、年度末にかけて事務処理が滞ることのないよう柔軟な対応を行うこと。

- 新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れている医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、公立・公的病院をはじめとする全ての医療機関に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対処すること。あわせて、薬局・健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充を図るなどの支援を行うこと。
- 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など地方団体が必要となる財源について積極的に措置すること。
- 感染防止と併せて、社会経済活動を早期に回復し、地域経済と日本経済の力強い再生を実現するため、国における第3次補正予算編成や、ハード・ソフト両面において、リーマン・ショック時を上回る規模の国交付金を新たに創設するなど、地域経済の活性化や国土強靱化等に配慮した総合的かつ積極的な経済対策を早期に講じること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれることから、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は地方消費税などを減収補填債の対象に追加すること。
- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、国は基金の創設など大胆な資金投入を行い、責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。あわせて、ワクチ



ンの有効性及び安全性等について地方はもとより国民にも情報提供すること。また、ワクチン接種に向けて、現場に混乱が生じないように、国の責任において、詳細な接種体制を早急に示すこと。さらに、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。

- クラスタ事例について国と地方との情報共有を図るとともに、看護師やクラスタ専門人材の派遣を国も中心的な役割を担って行うなど、各地のクラスタ発生予防・収束に向けた万全の対策を講じること。
- G o T o キャンペーン事業については、感染拡大防止と社会経済活動の引き上げの両立に大きく寄与してきており、継続的な消費喚起対策として、実施期間の延長等、柔軟に対応すること。ただし、新型コロナウイルス感染症対策分科会からも、感染状況がステージⅢ相当となった場合には対象地域からの除外も検討するよう提言されていることを踏まえ、G o T o トラベル事業については、一時停止する地域を限定する選択肢を認めるとともに、出発地の限定も含めて国としての具体的な仕組みを早急に明らかにした上で、国と協力し各都道府県が地域の感染状況をステージⅢ相当と判断した場合には対象地域から除外する等、機動的な対応を行うこと。あわせて、事業中止に伴うキャンセル料を国が負担するほか、事業者及び利用者の混乱回避に向けた対策を講じること。また、G o T o E a t 事業については、クーポン販売停止やポイントの取扱いのあり方、対象期限などについて国として早急に具体的な取扱いを明示することとし、事業者及び利用者に対し、会食時のマスク着用、手指消毒等、「会食エチケット」の徹底を国においても強力に広報・啓発するとともに、利用人数の制限については、各都道府県において感染状況等の地域の実情に応じて柔軟に適用できるようにすること。なお、ステージⅢの運用・判断について一層の明確化を図るとともに、国として責任を持って全国を通じたアクセル・ブレーキの切り替えをそれぞれの地域の実情を踏まえて判断し、適切かつ機動的に行うこと。また、対象地域の除外や事業の中止を行った場合は、事業期間の延長等、制度の柔軟な運用を併せて検討すること。
- 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を強く受ける中小企業・小規模事業者、農林漁業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、都道府県等の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資や政府系金融機関等による特別貸付の実施期間の延長、また、無利子期間

延長、保証料補助要件の緩和など、更なる資金繰り支援を強化すること。また、中小企業等の事業継続を強力に推進するため、持続化給付金の複数回給付や期間延長など、十分な支援を行うこと。さらに、光熱費や社会保険料などの事業用固定費についても負担軽減に係る制度を創設すること。

- 新型コロナウイルス感染症拡大の長期化を見据え、今後成長が見込まれる分野等で雇用を創出するとともに、当該分野及び人手が不足している分野への労働力移動に向けて、新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講じること。また、雇用情勢の更なる悪化が懸念されていることから、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早急に創設するとともに、雇用調整助成金等の特例措置については、来年以降も経済・雇用情勢等を十分踏まえ柔軟に対応すること。

#### **□ 地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額の確保・充実**

- 新型コロナウイルス感染症の影響による経済の下振れやそれに伴う地方の税財源の大幅な減少も懸念される中で、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において示された新たな経済・財政再生計画に基づき、地方が責任をもって、感染症の拡大防止対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確実に確保・充実すること。
- 地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるようにするとともに、地域間の財政力格差を是正するために必要不可欠なものであり、「地方の固有財源」であることから、その総額を確保・充実するとともに、個々の地方団体レベルでの一般財源の確保・充実にも留意し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図ること。
- 令和3年度の地方財政計画においても、令和2年度地方財政計画において創設された「地域社会再生事業費」を含め、地方が責任をもって感染症対策や地域経済活性化等の取組を実施するために必要な歳出を確実に計上すること。
- 臨時財政対策債については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行うべきで

あり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。また、引き続き発行額の縮減・抑制に努め、あわせて、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源について確実に確保すること。

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、引き続き着実に実施するとされている「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に記載のとおり、国庫補助金等については、地方の新たな発想や創意工夫を活かせるよう、地域の実情を踏まえて補助金の自由度を高め、要件の緩和や手続の簡素化を図るとともに、補助単価等について実態に即した見直しを行い、そのために必要な予算額を確保すること。
- 令和 2 年度で交付期限を迎える電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当部分）を法律に基づく恒久的な制度とするとともに、交付単価を平成 22 年度水準以上に引き上げること。

## 政府の新型コロナウイルス感染症対策について

本日の政府「新型コロナウイルス感染症対策本部」において菅総理は、現下の感染拡大を踏まえ、G o T o トラベルについて、現在の札幌市・大阪市に加え、東京都・名古屋市も対象に加え、さらには、12月28日から1月11日まで全国一斉に停止する方針を打ち出された。この方針の効果をより高めるため、年末年始の休業・時短要請への協力金を1月最大120万円と倍増するとともに、医療従事者の処遇改善や病床確保支援を行うこととされたものであり、感謝申し上げる。

現場に立つ我々全国の知事は、政府はじめ医療関係者や事業者、そして、国民の皆様と一致協力し、連日緊迫度を強める新型コロナ「第三波」をステージ3までで、何としてもくい止め、年末年始明けには再び、社会経済活動を安心して行えるステージに復帰できるよう、全力を挙げて参る決意だ。

今後とも、政府におかれては、前線で感染拡大にあたる知事の見解を踏まえ、新型コロナ対策を断行されるようお願いする。

令和2年12月14日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門  
本部長代行 鳥取県知事 平井 伸治

## 国の第3次補正予算案の決定を受けて

本日、国において、先の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を速やかに具現化するものとして、一般会計歳出規模 19.2 兆円の第3次補正予算案が決定された。

特に、全国知事会が要望してきた額を上回る「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の 1.5 兆円の増額をはじめ、医療提供体制の充実に不可欠である「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の 1.3 兆円の増額、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の第一弾を含む 3.1 兆円の予算を計上したことは、全国知事会の提言を具現化いただいたものと感謝申し上げます。

さらに、次の内容が計上されており、全国知事会の提言に真摯に御対応いただいたものとして、高く評価する。

### 1 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止策」について

医療提供体制の確保と医療機関等への支援として、診療・検査医療機関等への感染症拡大防止等への支援、PCR検査・抗原検査の体制整備、ワクチン接種体制の整備など、全国知事会が数次にわたり提言してきたものであり、評価する。

### 2 「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現」について

デジタル改革及びグリーン社会の実現として、地方団体のデジタル基盤改革支援やマイナンバーカードの普及促進に関する予算、「2050年カーボンニュートラル」に向けた基金に2兆円を計上したこと、また、地域における民需主導の好循環の実現に向けて、Go To トラベル・イート事業の運用見直しを行った上での「来年6月末までの延長」、雇用調整助成金の特例措置等の「来年2月末までの延長」、緊急小口資金等の特例措置の延長に関する予算を計上したことは、全国知事会の提言に沿ったものであり、評価する。

### 3 「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」について

気候変動の影響により、激甚化、頻発化する自然災害や巨大地震への対策として、重要インフラに係る老朽化対策、「流域治水」の推進、耐震化・津波対策、高規格道路のミッシングリンク解消など、全国知事会が求める事前復興、再度災害防止の概念に基づく国土強靱化の推進に沿ったものであり、評価する。

国においては、この補正予算といわゆる「15か月予算」として一体的に編成するとされている令和3年度当初予算編成に際しても、引き続き、全国知事会の提言が適切に具現化されることを強く期待する。

全国知事会としても、国と心をつなぐに、国難を克服し、ポストコロナ時代の持続的な成長軌道を実現できるよう、迅速に対応して参りたい。

令和2年12月15日

全国知事会 会長

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長

徳島県知事 飯泉 嘉門

宮崎県知事 河野 俊嗣

## 西村大臣・赤羽大臣のG○T○事業見直し表明について

現下の深刻な感染状況を踏まえ各G○T○事業の見直しを表明されたことは、感染を抑え込むとの政府の断固たる姿勢を示すものとして評価したい。

今後それぞれの地域の感染状況を踏まえG○T○イート事業の取り扱いを適切に判断するなど、全国の知事が一丸となって、国と一致協力し新型コロナの感染封じ込めに全力を傾ける決意だ。

令和2年12月16日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長・全国知事会会長 徳島県知事 飯泉 嘉門  
本部長代行 鳥取県知事 平井 伸治

# 関西・年末年始緊急宣言

現在、新型コロナウイルス感染症の急激な拡大が見られ、一部の地域では医療体制がひっ迫しています。年末年始の行動で、これ以上感染拡大すると深刻な事態を招きかねません。医療提供体制の崩壊を防ぎ、自分と大切な人の命と健康を守るため、年末年始に向け、今すぐ一層の感染防止対策の徹底に取り組みましょう。

## 帰省の自粛

- 帰省は、それぞれの地域の実情に応じて、できるだけしないようにしましょう。

## 外出自粛等

- 感染が拡大している地域への不要不急の外出は控えましょう。特にそれらの地域への飲食を目的とした往来は極力控えましょう。
- 日頃から検温を行うなど体調管理に努め、発熱など症状のある場合には、外出を控えるとともに、すぐに医師に電話し診断を受けましょう。

## 年末年始の行事・イベント等

- 忘年会・新年会は、できるだけやめましょう。
- 成人式、初詣・カウントダウンイベントなど行事の前後は、リスクの高い施設への出入りなど、行動に注意しましょう。

## 思いやり、支え合いの気持ちを

- 感染者のみならず、医療・福祉従事者はじめ国民の健康や暮らしを支えている方々及びその家族などに対し、思いやり、支え合いの気持ちを持ちましょう。
- これらの方々への誹謗中傷や差別などは絶対にやめよう！